

熊本県社会的養育推進計画

令和2年（2020年）3月

熊本県

熊本県社会的養育推進計画 目次

1 熊本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	…P 1
（１）計画策定の趣旨	
（２）本県における体制整備の基本的考え方	
（３）計画の主体	
（４）計画の期間	
（５）他計画との関係	
（６）本県の目指す社会的養育推進に向けた１０年後の全体像（イメージ）	
2 熊本県の社会的養護の現状	…P 5
（１）社会的養護関係施設設置状況及び入所人員の概要	
（２）里親・ファミリーホームの状況	
（３）社会的養護を必要とする児童数の推移	
（４）種別毎の在籍児童数の推移	
（５）里親の登録状況、里親等委託児童数及び里親等委託率の推移	
（６）児童相談所の児童虐待相談対応件数及び虐待相談種別対応件数の推移	
（７）児童養護施設、乳児院の入所理由別児童数の推移	
3 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）	…P 1 5
（１）熊本県社会的養育推進計画策定への当事者である子ども等の参画	
（２）子どもの権利擁護に関する仕組みの構築	
① 子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進	
② 子どもの権利擁護、アドボケイトの育成	
③ アドボケイト導入に向けての検討	
4 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み	…P 1 7
（１）市町村の体制整備の支援	
（２）市町村の人材育成・専門性の向上	
（３）児童家庭支援センターの機能拡充	
5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	…P 1 9
（１）直近５年間の児童人口に占める年間措置児童数	
（２）潜在的需要	
（３）代替養育を必要とする子ども数の見込み	

6 里親等への委託の推進に向けた取組み

…P 2 2

- (1) 里親等委託率の数値目標
- (2) 熊本モデル・フォスタリング業務体制の構築
- (3) 家庭的養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保
 - ① 更なる登録里親の増加
 - ② ファミリーホーム設置への支援
- (4) 里親・ファミリーホームへの支援の充実
 - ③ 里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実
 - ④ 熊本県里親協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホーム支援

7 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組み

- (1) 「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標 …P 2 9
- (2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み …P 3 1

- (1) 施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組み
 - ① 施設の小規模かつ地域分散化の推進
 - ② 施設の小規模かつ地域分散化のための人材育成、人材確保
- (3) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
 - ① 施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進
 - ② 高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保
 - ③ 児童家庭支援センターの機能拡充
 - ④ フォスタリング機関の設置検討
 - ⑤ 一時保護専用施設の設置検討
- (4) その他の取組み
 - ① 児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み
 - ② 母子生活支援施設の取組み

9 一時保護改革に向けた取組み

…P 3 7

- (1) 一時保護体制の充実
- (2) 一時保護所の環境整備、職員の育成
- (3) 子どもの権利擁護のための取組み
- (4) 里親等への一時保護委託の推進

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	…P39
（１）自立援助ホームの運営等の支援	
（２）社会的養護自立支援事業等の実施	
（３）その他の取組み	
11 児童相談所の強化等に向けた取組み	…P41
（１）組織体制の強化	
① 職員配置	
② 専門性向上、人材育成	
③ 組織体制の見直し	
（２）関係機関（警察、教育、医療機関等）、DV対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携	
（３）子どもを社会で見守る体制の構築	
用語の解説	…P44
参考資料1	…P46
（１）熊本県の計画検討体制	
（２）熊本県の計画検討の経過	
参考資料2	…P48
アンケート結果	
「代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査の集計結果」	
① 現役世代…施設で生活している児童	
② 現役世代…里親・ファミリーホームで生活している児童	
「過去に代替養育を受けた経験のある方に対するアンケート調査の集計結果」	
③ OB・OG世代 施設で生活した経験のある方	
④ OB・OG世代 里親・ファミリーホームで生活した経験のある方	

1 熊本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少など、社会環境が急速に変化する中で、全国各地で児童虐待をはじめ、いじめや不登校といった、子どもを取り巻く深刻な事件や問題が相次いでいます。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、平成30年度（2018年度）は、159,850件（対前年比1.2倍に増加）と過去最高を更新しており、死亡事例や重篤な事案も後を絶たず、深刻な社会問題になっています。

本県においても、平成30年度（2018年度）の相談対応件数は、過去最高だった平成29年度（2017年度）の1,248件を大きく上回る1,532件（対前年比1.2倍に増加）となっています。

社会的養護を必要とする子どもたちは、過去に受けた虐待等により、心身に様々なダメージを受けている場合も多く、その影響から少しでも回復し、落ち着きや自己肯定感を取り戻すためには、「家庭養育優先」を原則とし、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、安心して暮らしていくことが必要です。

このため本県では、平成23年（2011年）7月に国の検討委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」を受け、平成27年（2015年）3月に策定した「熊本県家庭的養護推進計画」において、「施設が9割、里親が1割」の現状から、15年間で、「施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつ」にしていく目標を掲げ、家庭的養護の推進に取り組んできました。

そのような中、平成28年（2016年）の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

また、平成29年（2017年）の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法関与の強化等が図られました。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受け、国は平成23年（2011年）7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成29年（2017年）8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

この「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底など、平成２８年改正児童福祉法の理念等を具体化するための各項目について、平成２９年度（２０１７年度）から着手し、目標年限を目指し計画的に進めることが示されたところです。

その中で「家庭と同様の養育環境」原則の実現のため、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の設置等の取組みを行うこと、年齢に応じて、愛着形成に最も重要な時期である３歳未満については概ね５年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね７年以内に里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち里親等委託されている子どもの割合）７５％以上を実現すること、また、学童期以降は概ね１０年以内を目途に里親等委託率５０％以上を実現することが目標として示されました。

さらに、平成３０年（２０１８年）７月には、厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、各都道府県は、「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、令和元年度末までに新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められました。

こうした状況を踏まえ、熊本県では平成２７年（２０１５年）３月に策定した「熊本県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と熊本県の実情を踏まえた上で、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「熊本県社会的養育推進計画」を策定することとしました。

本県の未来を担うすべての子どもたちが、愛情豊かな環境の中で、心身ともに健やかに成長していけるよう、本計画の着実な推進に努めます。

（２）熊本県における体制整備の基本的考え方

本県では、児童虐待等の理由で、社会的養護が必要となった児童に対して、子どもの最善の利益を念頭に家庭復帰、児童養護施設等への措置、里親への委託に取り組んできました。

児童養護施設等においては、保護者のいない子どもや虐待されている子ども等、環境上養護を必要とする子どもを受け入れるとともに、児童相談所と連携し、実親への家庭復帰支援や里親委託にも取り組むなど、これまで社会的養護の受け皿として大きな役割を果たしてきました。

里親及びファミリーホームにおいては、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育するなど、家庭的養育の推進に取り組んでいると

ころです。しかしながら、本県の里親等委託率は、平成２９年（２０１７年）末現在、１３．４％であり、全国平均１９．７％よりも低い委託率となっています。

これは、本県の児童養護施設のほとんどが、昭和３０年（１９５５年）までに設置されており、長らく施設中心の社会的養護が実施されてきたためと考えられます。

また、児童相談所が子どもの最善の利益を考え、里親と里子の関係が上手くいかず、委託解除となる里親不調を起こさないよう、マッチングに慎重に取り組んできた結果であると考えています。

今後は、平成２８年改正児童福祉法の理念を踏まえ、里親への積極的な委託を推進するとともに、一方で、子どもの最善の利益を確保するためには、特別養子縁組や児童養護施設等での養育など、様々な選択肢を確保しておくことも重要であると考えています。

引き続き、本県児童福祉に関わる社会資源や各種制度等を最大限活用しながら、可能な限り早急に子どもの最善の利益を確保するための取組みを推進していきます。

＜計画の重点事項＞

- 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）
- 里親等への委託の推進に向けた取組み
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- 児童相談所の強化等に向けた取組み

（３）計画の主体

熊本県。

なお、政令指定都市である熊本市においては、児童相談所を設置し、熊本市内の児童養護施設等を所管するとともに、里親登録の認定にも取り組んでいます。また、県・熊本市は、それぞれ所管する児童養護施設等に対して、相互に児童の入所措置等を行うとともに、里親等委託の推進についても、連携協力しながら取組みを進めてきた経緯もあるため、県・熊本市相互に連携・調整を図りながら「熊本県社会的養育推進計画」として策定することとしました。

（４）計画の期間

令和２年度（２０２０年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの１０年間。

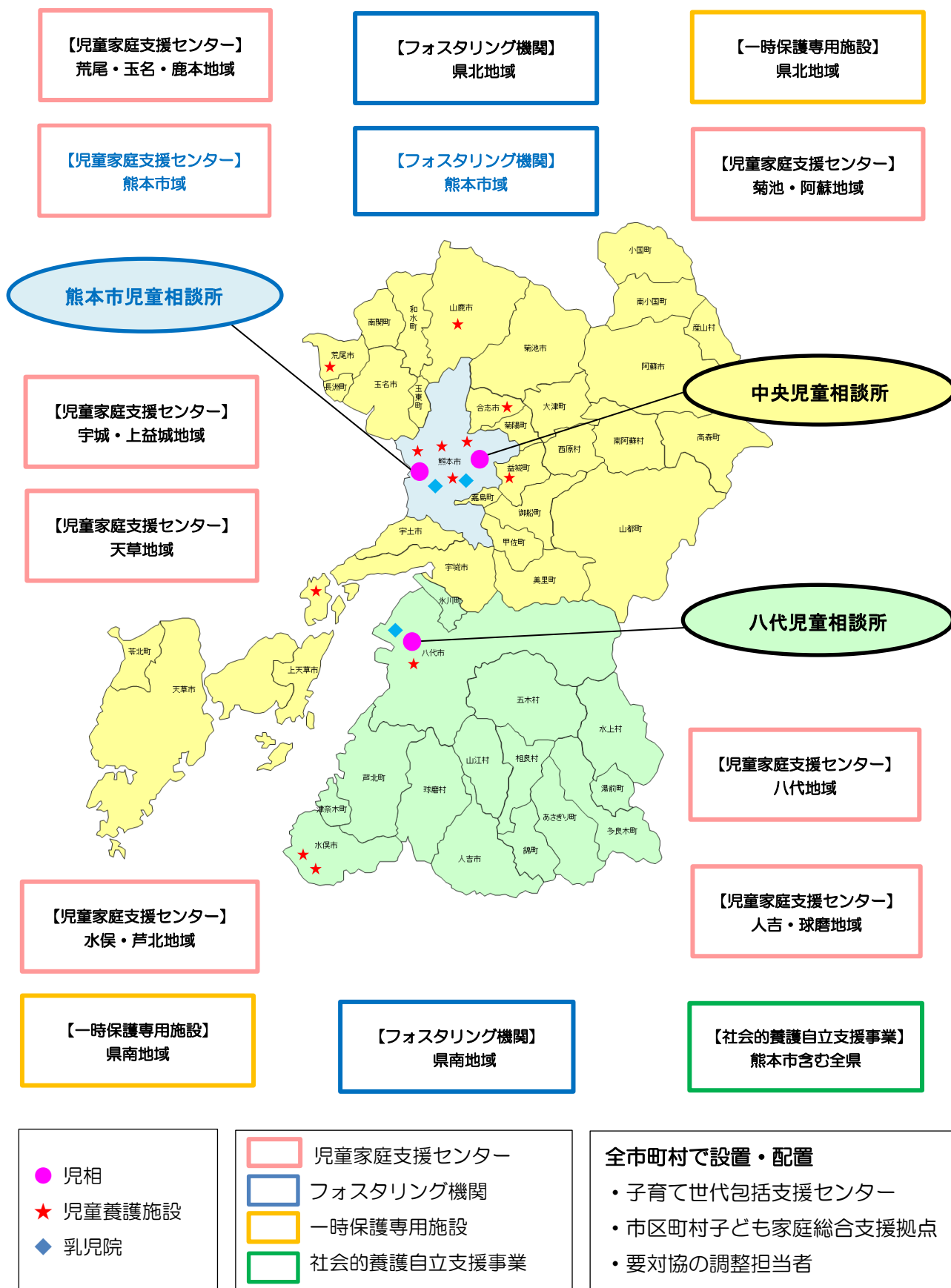
計画の進捗状況については、毎年度検証するとともに、必要に応じて見直しを行います。

（５）他計画との関係

本計画は、「社会的養護の課題と将来像」に基づき、平成２７年（２０１５年）３月に策定した「熊本県家庭的養護推進計画」を見直すものです。

本計画は、令和２年（２０２０年）３月に策定予定の「くまもと子ども・子育てプラン」との整合性を図っています。

(6) 本県の目指す社会的養育推進に向けた10年後の全体像(イメージ)



2 熊本県の社会的養護の現状

(1) 社会的養護関係施設設置状況及び入所人員の概要

県内には、社会的養護を担う施設として、児童養護施設12カ所、乳児院3カ所、児童自立支援施設1カ所、児童心理治療施設1カ所、母子生活支援施設2カ所、自立援助ホーム3カ所、児童家庭支援センター1カ所があります

施設ごとの定員等は、以下のとおりとなっています。

社会的養護関係施設一覧（令和元年（2019年）8月1日現在）

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	力所	定員	合計
児童養護施設	慈愛園子供ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	33	67
				敷地内小規模 GC	3	22	
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	菊水学園	熊本市中央区	社会福祉法人 菊水学園	本体施設	－	48	66
				敷地内小規模 GC	2	12	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	藤崎台童園	熊本市中央区	社会福祉法人 藤崎台童園	敷地内小規模 GC	7	50	56
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	龍山学苑	熊本市北区	社会福祉法人 龍山学苑	本体施設	－	29	51
				敷地内小規模 GC	2	16	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	八代ナザレ園	八代市	社会福祉法人 八代ナザレ園	敷地内小規模 GC	5	36	42
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	シオン園	荒尾市	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	15	45
				敷地内小規模 GC	3	24	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	光明童園	水俣市	社会福祉法人 光明童園	分園型小規模 GC	1	6	70
				敷地内小規模 GC	8	34	
				地域小規模児童養護施設	5	30	
	湯出光明童園	水俣市	社会福祉法人 光明童園	本体施設	－	38	50
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	愛隣園	山鹿市	社会福祉法人 愛隣園	敷地内小規模 GC	4	30	42
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	熊本天使園	合志市	社会福祉法人 聖嬰会	敷地内小規模 GC	7	45	57
				地域小規模児童養護施設	2	12	
乳児院	熊本乳児院	熊本市中央区	社会福祉法人 熊本市社会福祉協会	敷地内小規模 GC	5	40	52
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	みどり園	上天草市	社会福祉法人 みどり園	本体施設	－	28	46
				敷地内小規模 GC	2	12	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	熊本乳児院	熊本市中央区	社会福祉法人 熊本市社会福祉協会	本体施設	－	18	30
				分園型小規模 GC	2	12	
	慈愛園乳児ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	10	15
				敷地内小規模 GC	1	5	
	八代乳児院	八代市	社会福祉法人 八代児童福祉会	本体施設	－	15	15

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	定員
児童自立支援施設	清水が丘学園	熊本市北区	熊本県	入所	26 (※)
児童心理治療施設	こども L. E. C センター	上益城郡益城町	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会	入所	37
				通所	13
母子生活支援施設	はばたきホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 同胞友愛会	入所	20
	きらきら星レジデンス	熊本市東区	社会福祉法人 照敬会	入所	25
自立援助ホーム	夢ぽーとⅠ	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	夢ぽーとⅡ	菊池郡菊陽町	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	LOVE（ラブ）	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
児童家庭支援センター	キッズ・ケア・センター	荒尾市	社会福祉法人 慈愛園	-	-

※清水が丘学園：現行の居室面積最低基準を踏まえた実質定員を記載。

（２）里親・ファミリーホームの状況

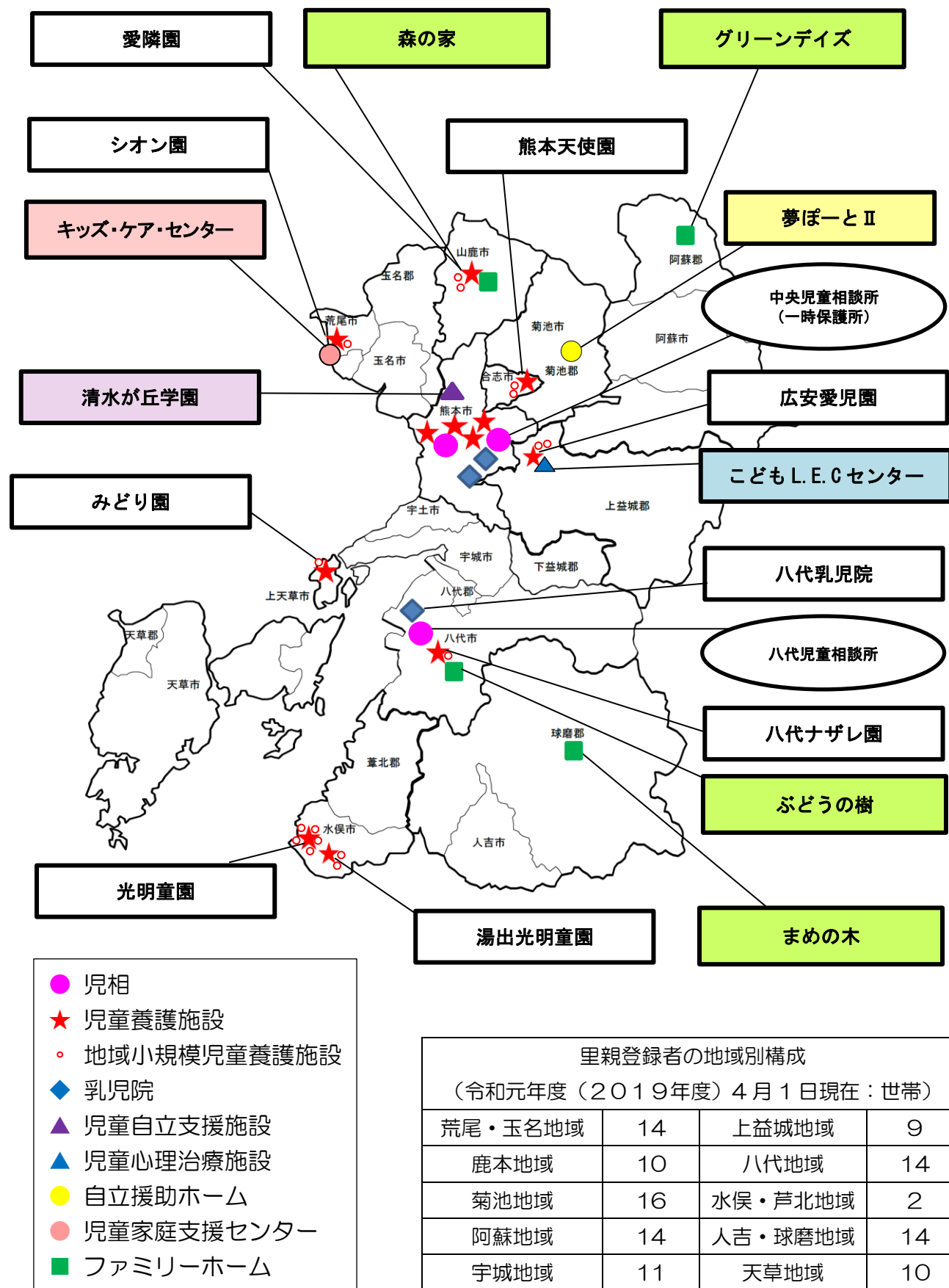
令和元年（２０１９年）８月１日現在、県内の里親は２０１世帯が登録を行っており、ファミリーホームは８カ所あります。

里親・ファミリーホーム一覧（令和元年（２０１９年）８月１日現在）

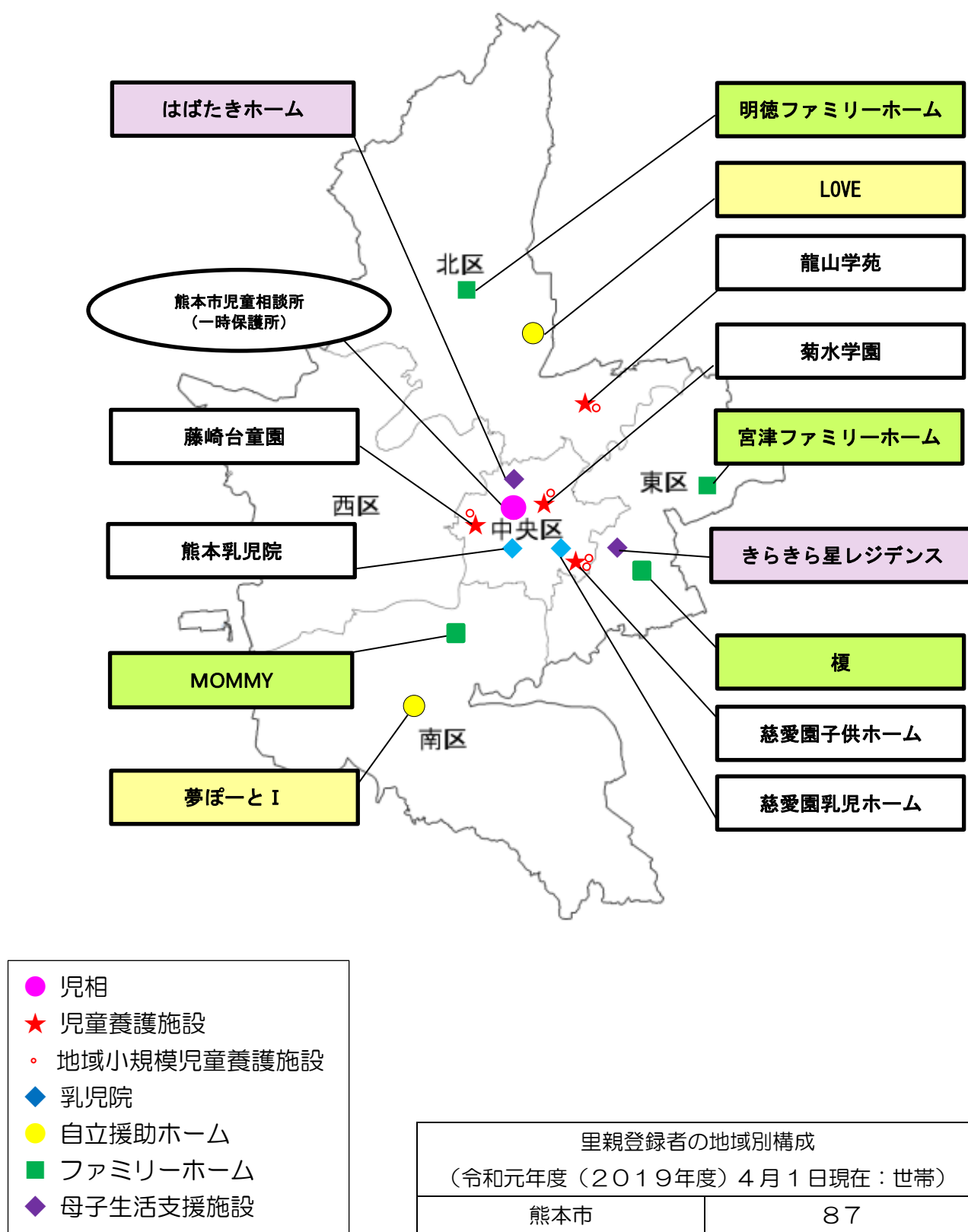
区分	所在地	世帯数	備考
里親	県内全域	201	養育・専門・養子縁組・親族里親

区分	施設名	所在地	定員	備考
ファミリーホーム	明德ファミリーホーム	熊本市北区	6	個人型（里親型）
	宮津ファミリーホーム	熊本市東区	6	個人型（里親型）
	MOMMY（マミー）	熊本市南区	6	個人型（里親型）
	榎	熊本市東区	6	個人型（里親型）
	ぶどうの樹	八代市	6	個人型（里親型）
	グリーンデイズ	阿蘇郡高森町	6	個人型（里親型）
	まめの木	球磨郡多良木町	6	個人型（里親型）
	森の家	山鹿市	6	法人型（社会福祉法人 愛隣園）

熊本県における社会的養護の現状



熊本市における社会的養護の現状

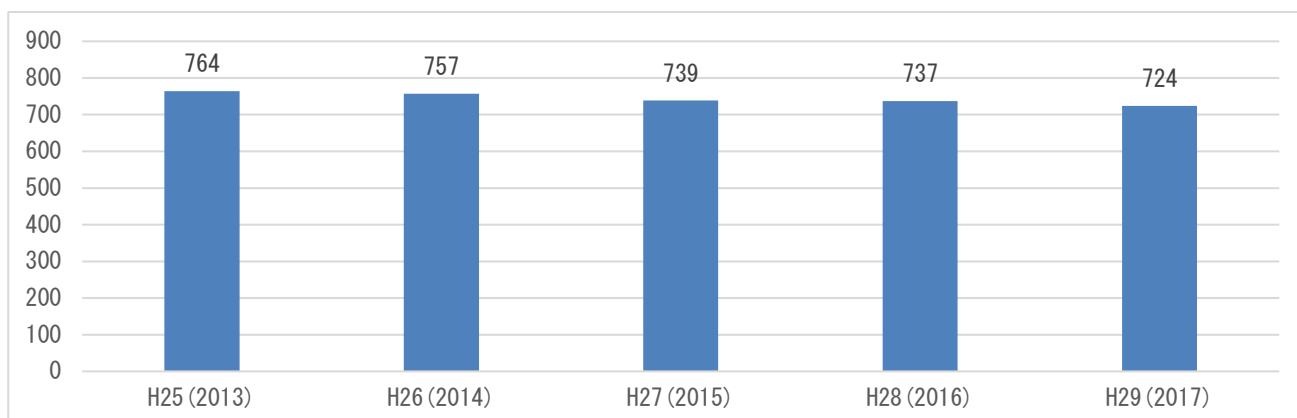


（３）社会的養護を必要とする児童数の推移

社会的養護を必要とする児童数は、平成２９年度（２０１７年度）では７２４人となっており、５年前の平成２５年度（２０１３年度）（７６４人）と比較すると、約５％減少しています。

（各年度３月３１日時点：人）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
児童数	764	757	739	737	724



熊本市子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

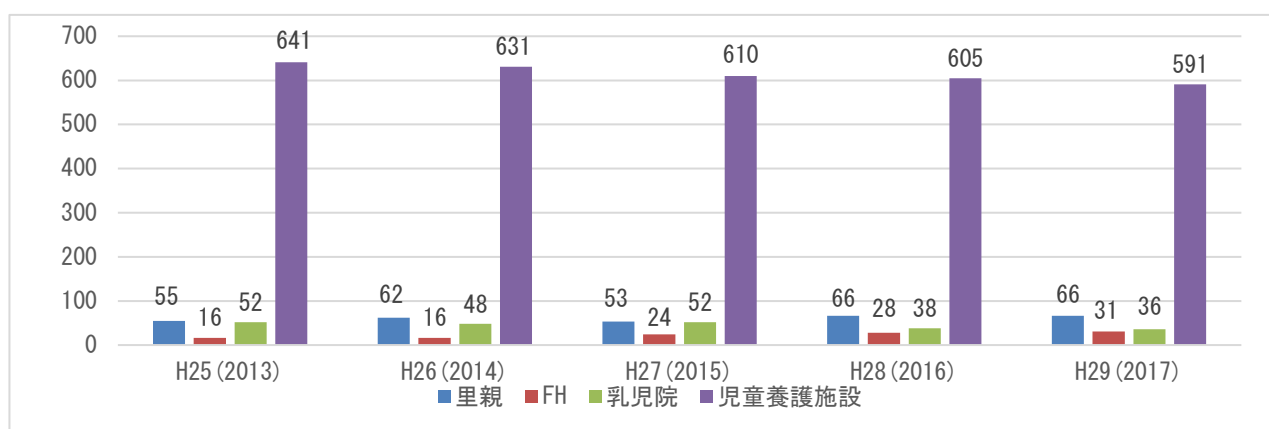
- ・上記の児童数は、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設（県外措置除く）で生活している児童数の推移です。
- ・なお、社会的養護を必要とする児童としては、この他に児童自立支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームで生活している児童も想定されますが、国が示している里親等委託率の算定には含まれていないことから、上記には含めていません。
（児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホームに入所する児童数については、「（４）種別毎の在籍児童数の推移」に記載。）

(4) 種別毎の在籍児童数の推移

種別毎の在籍児童数の推移は、以下のとおりとなっています。

里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設（県外措置除く）（各年度3月31日時点：人）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
里親	55	62	53	66	66
FH	16	16	24	28	31
乳児院	52	48	52	38	36
児童養護施設	641	631	610	605	591
合計	764	757	739	737	724

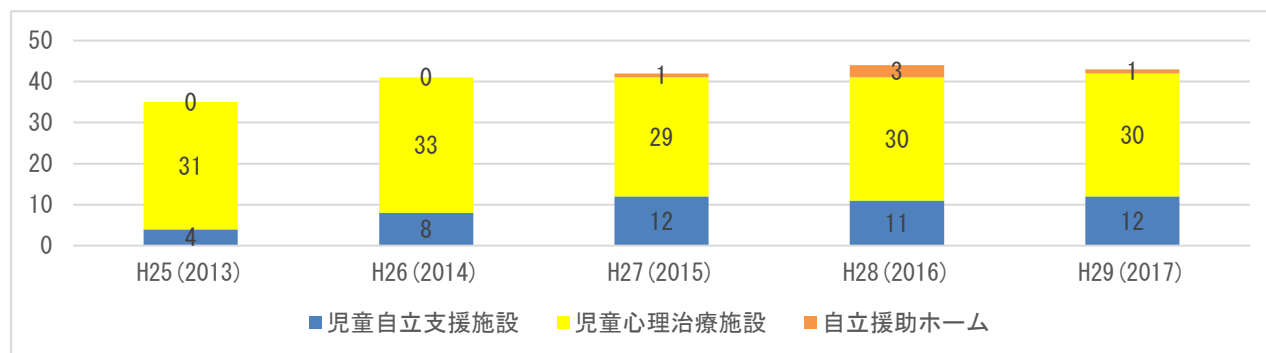


熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

その他（児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム）（県外措置除く）

（各年度3月31日時点：人）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
児童自立支援施設	4	8	12	11	12
児童心理治療施設	31	33	29	30	30
自立援助ホーム	—	—	1	3	1
合計	35	41	42	44	43

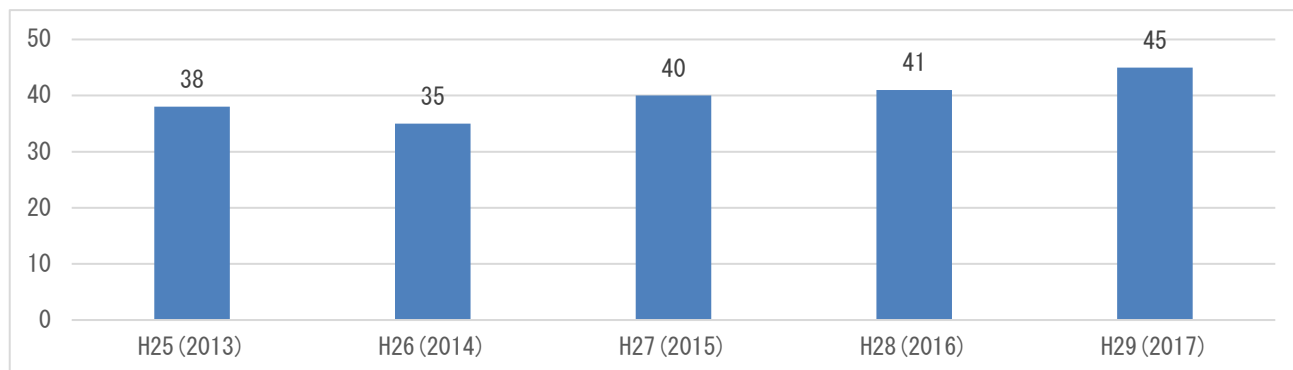


熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

母子生活支援施設（県外措置含）

（各年度3月1日時点：世帯）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
母子生活支援施設	38	35	40	41	45



熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

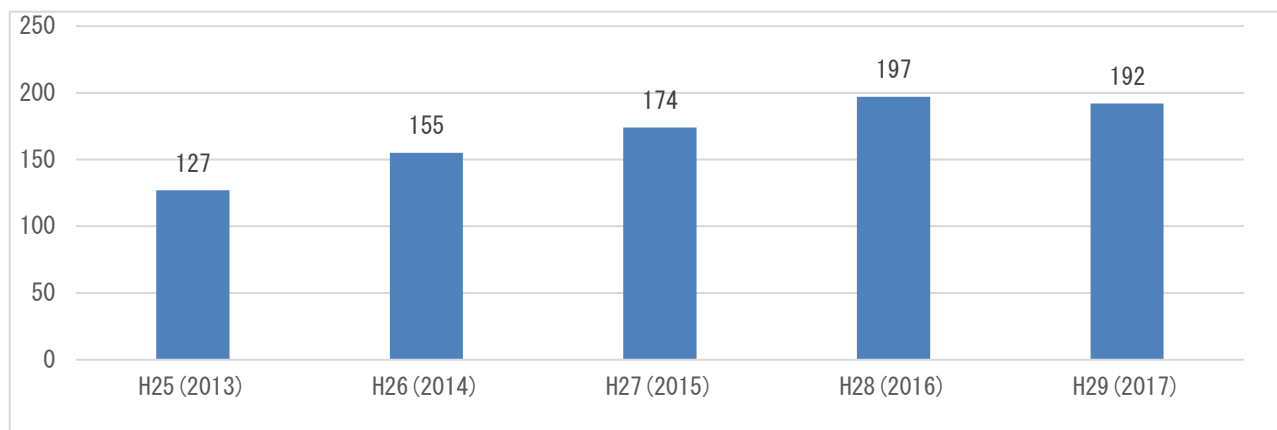
（５）里親の登録状況、里親等委託児童数及び里親等委託率の推移

里親の登録状況、里親等委託児童数及び里親等委託率の推移は、以下のとおりです。

里親の登録状況

（各年度3月31日時点：世帯）

	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
里親登録の種別	養育里親	94	105	109	126	137
	再掲）専門里親	18	19	18	19	19
	養子縁組里親	30	46	62	68	51
	親族里親	3	4	3	3	4
	合計	127	155	174	197	192



熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

里親等委託児童数

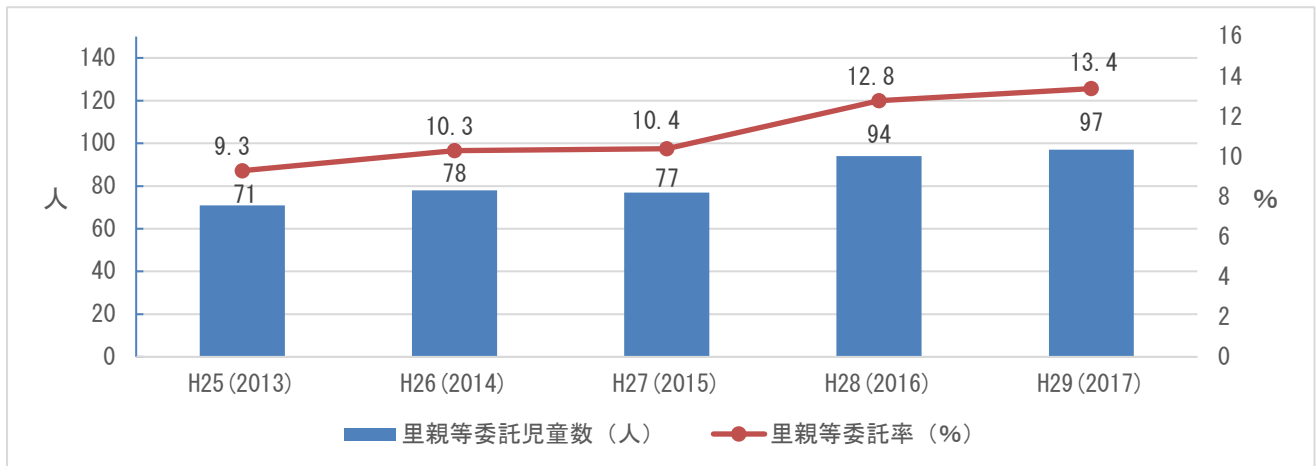
(各年度3月31日時点：人)

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
里親等委託児童数	71	78	77	94	97

里親等委託率

(各年度3月31日時点：％)

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
里親等委託率	9.3	10.3	10.4	12.8	13.4



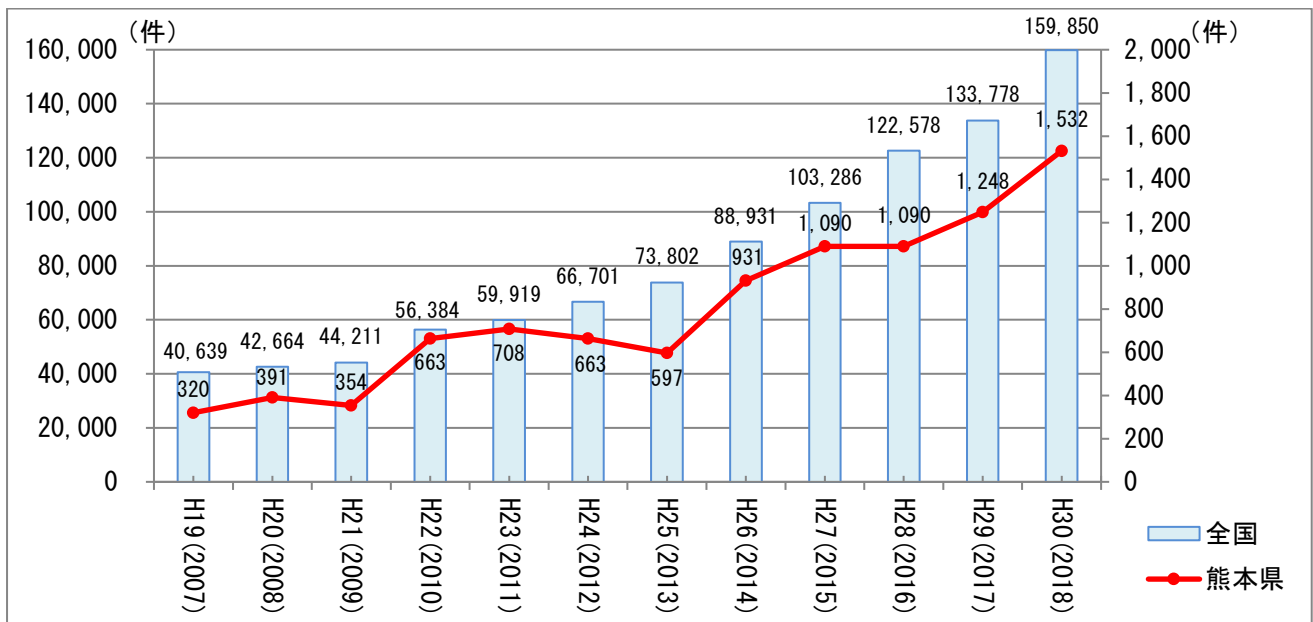
熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年度）調査）

（６）児童相談所の児童虐待相談対応件数及び虐待相談種別対応件数の推移

児童相談所の児童虐待相談対応件数及び虐待相談種別の推移は、以下のとおりです。

児童虐待相談対応件数の推移（全国と熊本県の比較）

（単位：件）

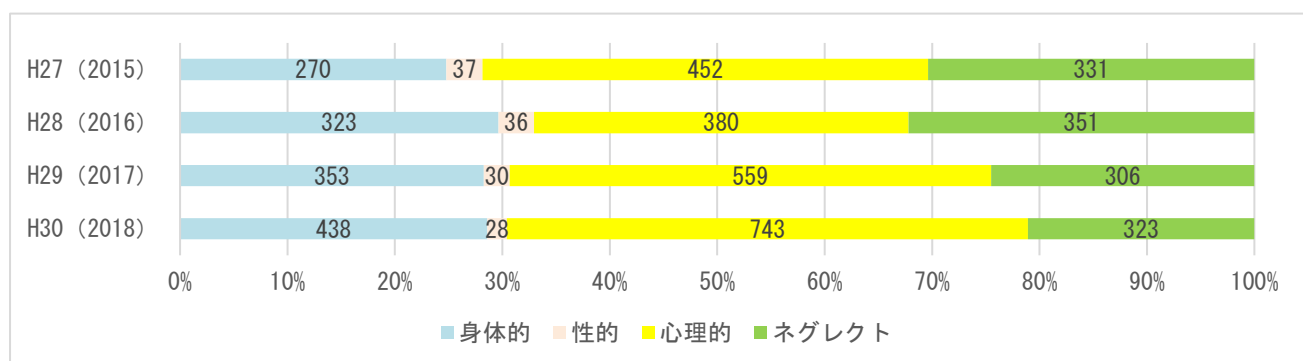


福祉行政報告例より

相談種別対応件数の推移（熊本県）

（単位：件）

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H27(2015)	270	37	452	331	1,090
H28(2016)	323	36	380	351	1,090
H29(2017)	353	30	559	306	1,248
H30(2018)	438	28	743	323	1,532
構成比(%)	28.6%	1.8%	48.5%	21.1%	100.0%

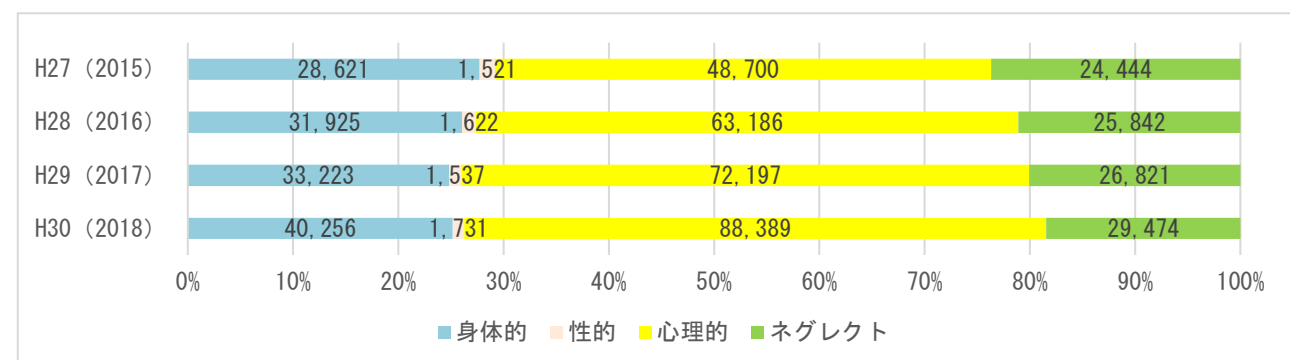


福祉行政報告例より

相談種別対応件数の推移（全国）

（単位：件）

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H27(2015)	28,621	1,521	48,700	24,444	103,286
H28(2016)	31,925	1,622	63,186	25,842	122,575
H29(2017)	33,223	1,537	72,197	26,821	133,778
H30(2018)	40,256	1,731	88,389	29,474	159,850
構成比(%)	25.2%	1.1%	55.3%	18.4%	100.0%



福祉行政報告例より

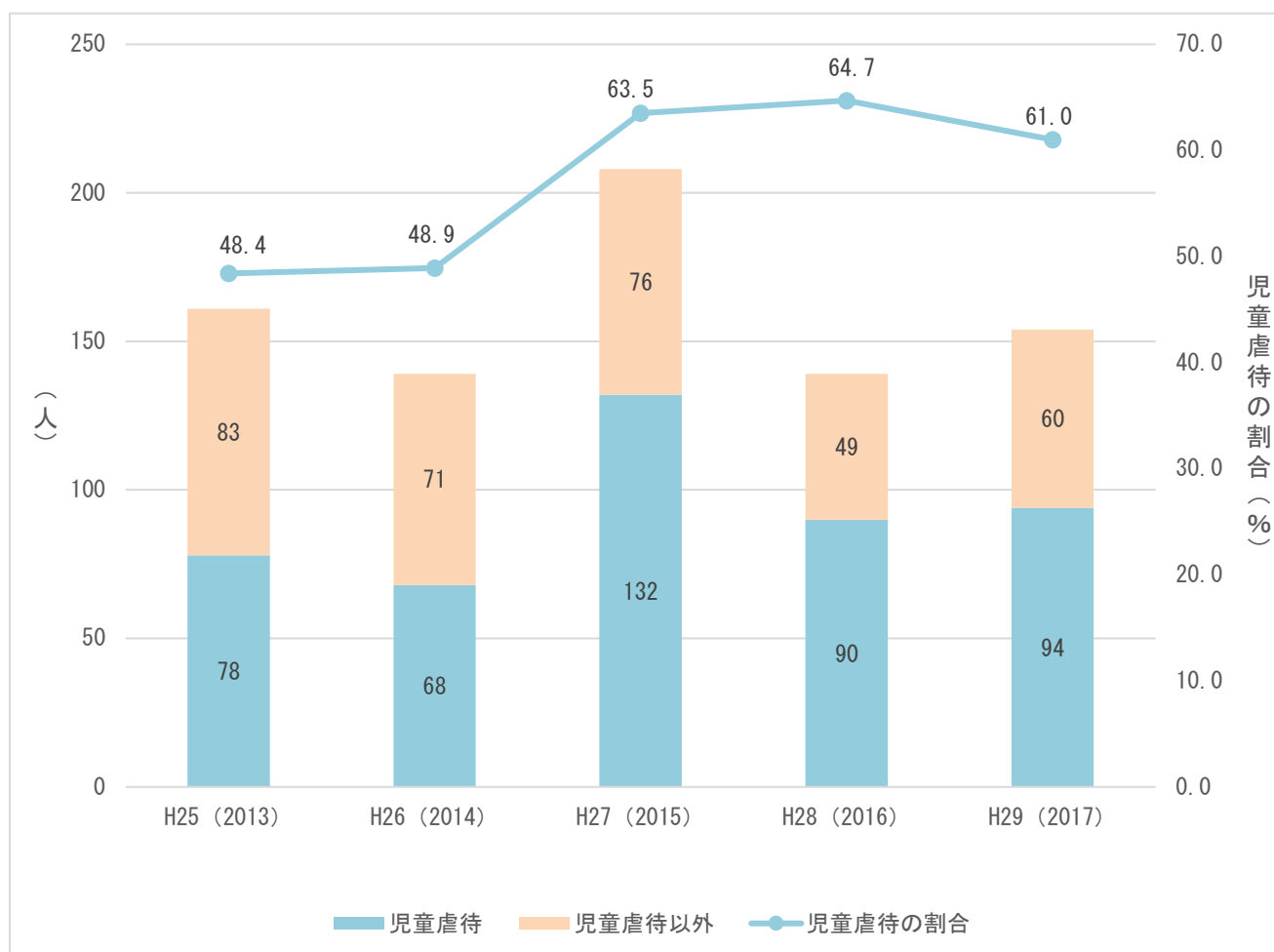
（７）児童養護施設、乳児院の入所理由別児童数の推移

年度ごとの新規入所児童の状況を、入所理由別にみると、近年、児童虐待による入所の割合が増加傾向にあり、平成２７年度（２０１５年度）以降は６割以上が児童虐待による入所となっています。

児童養護施設、乳児院への入所理由別児童数の推移

年度	児童虐待 (養護相談)	児童虐待 以外 (養護相談)	非行 相談	性格 行動 相談	不登校 相談	障害 相談	その他	計
H25(2013)	78	65	8	5	0	0	5	161
H26(2014)	68	51	15	4	1	0	0	139
H27(2015)	132	55	8	6	1	1	5	208
H28(2016)	90	35	7	6	0	1	0	139
H29(2017)	94	36	13	11	0	0	0	154

入所理由別児童数：児童虐待の割合（％）



福祉行政報告例より

3 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー（※１））

【現状・課題】

- ・平成２８年改正児童福祉法で「子どもが権利の主体であること」が明記されたことを受け、「新しい社会的養育ビジョン」において、代替養育を受けた子どもが第三者に対して意見を表明することができるアドボケイト（※２）制度の構築が求められています。
- ・また、平成３１年（２０１９年）の改正児童福祉法により、子どもの意見表明権を保障する仕組みなど、子どもの権利擁護のあり方について、施行後２年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。
- ・県内の各児童相談所においては、年１回、権利ノートを用いた個別面談を通じて施設入所及び里親等委託児童の意見を聴く機会を設けているものの、頻度や面接時間等は、必ずしも十分とは言えないため、更なる充実が必要です。
- ・子どものニーズに応じて、子どもの知る権利を保障する「ライフストーリーワーク」（※３）を、児童相談所と児童養護施設や里親等で連携し、実施しています。
- ・県内の児童養護施設等の中には、第三者評価だけでなく、教育関係者等の地域の人材を活用し、子どもの権利擁護実現に向けた独自の取組みを行っている施設もあります。
- ・子どもに必要な支援を提供するにあたっては、子どもに対する支援内容の十分な説明を行うとともに、子どもの意見を可能な限り反映することが望ましいとされています。しかし、現状では子どもの意見を聴く機会が不足し、また、子どもの意見を踏まえ、どのように対応したのかを十分に説明できていないため、今後、改善していく必要があります。

※１ アドボカシー（advocacy）

子どもに関わる大人が子どもの声を聴き、子どもに関わる意思決定に影響を与えるよう支援すること。

※２ アドボケイト（advocate）

意見表明支援を含む支援提供者の呼称。

※３ ライフストーリーワーク

子ども自身が代替養育に至った経緯などを理解し、生い立ちやそれに対する感情等を信頼できる大人と一緒に整理し振り返る。子どもと信頼できる大人との面接や、可能な場合は、これまで生活していた場所と一緒に訪問する等の子どもとの個別の関わりをとおして行う。

【具体的取組み】

（１） 熊本県社会的養育推進計画策定への当事者である子ども等の参画

- ・計画策定にあたっては、現在、児童養護施設や里親等に措置（委託）されている小学６年生、中学３年生、高校３年生の児童（以下「現役世代」という。）に加え、社会的養護経験者（以下「ＯＢ・ＯＧ世代」という。）（１８歳～４０歳代）にもアンケートを実施しました。

- ・アンケートの対象者及び回収率は、以下のとおりです。（県・熊本市合計）

		対象者数（人）	回答者数（人）	回収率（％）
現役世代	児童養護施設	137	136	99.3
	里親	20	17	85.0
ＯＢ・ＯＧ世代	児童養護施設	64	39	60.9
	里親	20	5	25.0

- ・アンケートには、様々な意見が寄せられました。意見については、可能な限り、本計画に反映させるとともに、今後の具体的な施策に活用していきます。（参考資料２を参照）

（２） 子どもの権利擁護に関する仕組みの構築

① 子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進

- ・子どもの意見への対応や援助方針については、子どもに十分な説明を行います。
- ・一時保護所、各児童養護施設及び里親等における苦情処理体制を充実します。
- ・児童相談所による措置（委託）児童訪問の拡充を図り、子どもが意見を表明できる機会を充実します。
- ・子どもの自立を支援するための計画策定にあたっては、子ども自身の参画を促し、効果的な自立支援計画の策定に取り組みます。
- ・児童相談所職員、児童養護施設等職員及び里親等が受講する研修等において、権利擁護の意識を高めるための内容を充実します。
- ・社会福祉審議会における子どもの意見表明制度への対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて本県の取組みを検討します。

② 子どもの権利擁護、アドボケイトの育成

- ・県内の行政機関、民間団体及び児童福祉施設等をつなぐ取組みを検討します。具体的には、子どもの権利擁護についての学識経験者を講師として、県民や県内の民間団体を対象とした権利養護、アドボケイトに関する講演会等を実施し、制度の啓発を進めるとともに、地域の人材や民間団体と児童養護施設等をつなぐ仕組みを検討します。

③ アドボケイト導入に向けての検討

- ・アドボケイト導入については、国の調査研究等の動向を踏まえて、本県の取組みを検討します。

4 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取り組み

【現状・課題】

- ・平成28年改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定されました。まずは児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することとされており、市町村の子ども家庭支援体制の構築は大きな課題となっています。
- ・「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図るため、「子育て世代包括支援センター」や「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置、地域支援を行う機関として「児童家庭支援センター」の設置促進を図ることが求められています。
- ・市町村と児童相談所は、緊密な連携を図り、子ども家庭支援に取り組む必要があるため、まずは、お互いの役割分担を明確にする必要があります。特に市町村には、①在宅で生活している子どもや家庭への支援、②児童虐待の予防・早期対応、③措置（委託）児童の実親家庭支援に対する役割が期待されます。
- ・児童家庭支援センターについては、市町村の求めに応じ、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）と共同して援助計画を作成するなど、技術的助言その他必要な援助を行うことが期待されます。
- ・熊本市を除く44市町村の子ども家庭支援体制の状況等については、以下のとおりです。

（令和元年（2019年）8月1日現在）

内容	現状	設置率等
子育て世代包括支援センター	6市町村	13.6%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	4市町村	9.0%
要対協	44市町村	100.0%
要対協調整担当者の配置	30市町村 (43人)	63.6%
児童家庭支援センター	1カ所 (児童養護施設)	—

- ・熊本市の子ども家庭支援体制の状況等については、以下のとおりです。

（令和元年（2019年）8月1日現在）

内容	現状	備考
子育て世代包括支援センター	5カ所	各区に設置
市区町村子ども家庭総合支援拠点	未設置	—
要対協	6カ所	市として1カ所 各区計5カ所
要対協調整担当者の配置	5人	各区に設置
児童家庭支援センター	未設置	—

【具体的取組み】

（１）市町村の体制整備の支援

- ・市町村の体制整備について、以下の目標に向け、研修会の開催や先進的な事例の提供を行うなどの支援を行います。

内容	目標
子育て世代包括支援センター	令和２年度（2020年度）までに全市町村設置
市区町村子ども家庭総合支援拠点	令和４年度（2022年度）までに全市町村設置
要対協の活性化	全市町村で調整担当者配置（※）

※平成２８年改正児童福祉法により、市町村の設置する要対協の調整担当者として専門職の配置が義務化されるとともに、調整担当者が責任をもって個々のケースに応じた調整を行い、実効ある役割を果たすため、国が定める基準に適合する研修の受講も義務化されました。

- ・熊本市においては、今後、区役所の家庭児童相談部門を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と位置づけ、相談支援体制を強化します。また、母子生活支援施設等と連携した支援を行います。

（２）市町村の人材育成・専門性の向上

- ・市町村職員の人材育成・専門性の向上を図るため、以下の研修を充実します（熊本市を除く）。

内容	実施時期
要対協調整担当者研修	４～９月
要対協調整担当者フォローアップ研修	１１月
児童相談所初任者研修（市町村職員も受講可）	４月
市町村児童福祉主管課長会議	９月
児童相談所での市町村職員の実地研修	１～２月
児童養護施設等での市町村職員の研修（措置児童への理解促進）	今後検討

- ・熊本市においては、家庭児童相談部門の職員研修を充実します。

（３）児童家庭支援センターの機能拡充

- ・児童家庭支援センターは、市町村と児童相談所をつなぐ役割を担うことになるため、ソーシャルワークや心理等の専門性を活かした相談対応等を行うミニ児相の機能が必要となります。
 - ・そこで、県内どの地域でも児童福祉施策が実施できるよう、地域バランスや児童相談所からの距離等を踏まえ、上記の機能を有する「児童家庭支援センター」を民間委託により、可能な限り早期の設置を目指し、相談体制等の充実強化を図ります。
 - ・熊本市においては、区役所の家庭児童相談部門と児童相談所の機能を補完する役割を担うため、民間委託等により、児童家庭支援センターの設置を目指します。
- （＊詳細については、「８ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み」に記載）

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【現状・課題】

- ・社会的養育を推進するためには、代替養育を必要とする子ども数の将来推計を行い、計画的に取り組む必要があります。
- ・本県の代替養育を必要とする児童数は、平成29年度（2017年度）時点で724人です。
- ・里親等委託推進や施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みを推進していくため、本県の近年の動向を踏まえ、計画策定から10年後の令和11年度（2029年度）に代替養育を必要とする子ども数の見込みを以下のとおり推計しました。

（１）直近５年間の児童人口に占める年間措置児童数（代替養育を必要とする子ども数）

- ・直近５年間の本県の児童人口及び年間措置児童数は、以下のとおりで、児童人口に対する年間措置児童の割合（５年平均）は、0.228%です。

年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
年間措置児童数 (0～19歳) ※1	764人	757人	739人	737人	724人
児童人口 (0～19歳) ※2	332,354人	329,585人	326,838人	323,888人	320,965人

※1 熊本県子ども家庭福祉課調べ（平成30年度（2018年）調査）

※2 国立社会保障・人口問題研究所のデータより算出。

（２）潜在的需要

- ・代替養育に係る潜在的需要については「新規入所措置等子ども数」、「養護相談対応件数（全数）」、「養護相談対応件数（虐待相談対応件数）」、「一時保護子ども総数（新規分）」、「一時保護のうち帰宅した子ども」、「措置解除数」、「市町村要対協で管理しているケース数」の各項目について、本県の近年（直近５年間）の動向を踏まえ、検討したうえで、最終的に「新規入所措置等子ども数」を活用することとし、潜在的需要を算定しました。
- ・直近５年間の本県の「新規入所措置等子ども数」は、以下のとおりであり、平均増減率（５年平均）は、3.5%（0.035）です。

年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
新規入所措置等 子ども数	176人	170人	178人	180人	201人
前年比	—	96.6%	104.7%	101.1%	111.7%

(3) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

・計画期間における代替養育を必要とする子ども数について、次の算式により推計しました。

$$\boxed{\text{①児童人口減少率と同等に減少した場合の措置児童数}} + \boxed{\text{②潜在的増加数 (①} \times 0.035 \text{)}}$$

① 児童人口減少率と同等に減少した場合の措置児童数

国立社会保障・人口問題研究所の各年度のデータを参考に推計した児童人口減少率を基に算出した措置児童数

② 潜在的増加数

① $\times 0.035$ (平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)の新規入所措置等子ども数の平均増減率)

・これにより、10年後の本県における代替養育を必要とする子ども数は、680人と推計しました。

和暦	西暦	A 児童人口 (0～19歳)	B 年間措置児童数 (0～19歳実数)	C … ① 児童人口減少率と 同等に減少した場合 の措置児童数	D … ② 潜在的増加数 (① $\times 0.035$)	C' … ①+② 代替養育を必要とする 子ども数の見込み
H22	2010年	340,804				
H23	2011年	337,964				
H24	2012年	335,147				
H25	2013年	332,354	764	764		
H26	2014年	329,585	757	757		
H27	2015年	326,838	739	739		
H28	2016年	323,888	737	737		
H29	2017年	320,965	724	724		
H30	2018年	318,068		725	25	750
R1	2019年	315,198		719	25	744
R2	2020年	312,353		712	25	737
R3	2021年	309,687		706	25	731
R4	2022年	307,044		700	25	725
R5	2023年	304,424		694	24	718
R6	2024年	301,826		688	24	712
R7	2025年	299,250		682	24	706
R8	2026年	296,413		676	24	700
R9	2027年	293,604		669	23	692
R10	2028年	290,820		663	23	686
R11	2029年	288,064		657	23	680

児童人口に対する措置児童の割合(2013～2017年度)

$$764 + 757 + 739 + 737 + 724 / 332,354 + 329,585 + 326,838 + 323,888 + 320,965 = 3,721 / 1,633,630 = 0.00228$$

※ 説明

A 児童人口：国立社会保障・人口問題研究所のデータより算出(左表)。データが5年おきのため、4年分は計算で推計。

B 年間措置人数：福祉行政報告例50表より転記。

C 児童人口減少率と同等に減少した場合の措置児童数：Aの児童人口が減少する割合と同等に措置人口が減少すると推計。

D C $\times$ 潜在的増加率 0.035 (潜在的増加数)

C' C + D

代替養育を必要とする子ども数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	計画策定時	5 年後	10 年後
	R1（2019）	R6（2024）	R11（2029）
0 歳	15	14	14
1 歳	22	21	20
2 歳	23	22	21
3 歳	26	25	24
4 歳	28	27	26
5 歳	30	29	28
6 歳	31	30	28
7 歳	35	34	32
8 歳	34	33	31
9 歳	38	36	35
10 歳	45	43	41
11 歳	49	47	45
12 歳	51	49	46
13 歳	54	51	49
14 歳	57	54	52
15 歳	62	60	57
16 歳	60	57	54
17 歳	59	56	54
18 歳	20	19	18
19 歳	5	5	5
計	744	712	680

代替養育を必要とする子ども数の見込み（年齢区分別）

（単位：人）

年度	計画策定時	5 年後	10 年後
	R1（2019）	R6（2024）	R11（2029）
0～2 歳	60	57	55
3～6 歳	115	111	106
7 歳以上	569	544	519
計	744	712	680

【具体的取組み】

- ・代替養育を必要とする子ども数の見込みに基づき、里親等委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを推進します。

6 里親等への委託の推進に向けた取組み

【現状・課題】

- ・本県では、里親等への委託の推進に向けて、児童相談所のほか、児童養護施設や乳児院、NPO法人優里の会、熊本県里親協議会が里親支援機関として活動しています。
- ・平成28年改正児童福祉法では「家庭養育優先原則」が明記され、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確に示されました。
- ・本県においても、児童相談所をはじめ、県内の児童養護施設等に配置している里親支援専門相談員、熊本県里親協議会、県内で里親支援を目的として活動しているNPO法人優里の会が連携し、里親制度の普及啓発や委託里親・児童への支援を行っていますが、今後更にきめ細かな取組みが求められています。

- ・本県の「里親等委託率：平成29年度（2017年度）末現在」は、以下のとおりです。

里親等委託率				委託 児童数	受託 里親数	登録 里親数
全体	0～2歳	3～6歳	7歳以上			
13.4%	18.4%	12.9%	13.1%	97人	59世帯	192世帯

- ・本県の「受託里親の割合：令和元年度（2019年度）4月1日現在」は、以下のとおりです。

	養育里親		養子縁組を 希望する者	親族 里親	合計
		（再掲） 専門里親			
登録里親数	135	20	62	4	201
受託里親数	44	9	2	4	50
割合（％）	32.6	45.0	3.2	100.0	24.9

- ・本県の『「受託中里親」及び「委託希望里親」の割合（長期委託希望）：令和元年度（2019年度）4月1日現在』は、以下のとおりです。

	養育里親		養子縁組を 希望する者	親族 里親	合計
		（再掲） 専門里親			
登録里親数（A）	135	20	62	4	201
受託中で今後委託希望のない里親（B）	35	1	2	4	41
受託中で今後委託希望のある里親（C）	9	3	0	0	9
未委託で今後委託希望のある里親（D）	30	3	24	0	54
割合（％） (B+C+D) / A	54.8	35.0	41.9	100.0	51.7

（注）登録里親の中には、委託希望を確認した時点で、家庭内の様々な事情（親の介護、病気等）により、一時的に委託を希望されない里親もいます。

- ・受託中里親及び今後、委託希望のある里親の割合は51.7%であることから、今後、委託可能な里親を増やす必要があります。

- ・本県の「里親の年齢構成：令和元年度（2019年度）4月1日現在」は、以下のとおりです。

	養育里親 (専門里親含)	養子縁組 里親	親族 里親	計	割合
20歳代	2	3	0	5	2.5%
30歳代	11	9	0	20	10.0%
40歳代	42	38	0	80	39.8%
50歳代	48	12	0	60	29.9%
60歳代	24	0	3	27	13.4%
70歳代	7	0	1	8	4.0%
80歳代	1	0	0	1	0.5%
合計	135	62	4	201	100.0%

- ・本県においては、50歳代以上の里親が47.8%を占めており、今後、里親の高年齢化が進むことが予想されます。

- ・本県の「里親登録者の地域別構成：令和元年度（2019年度）4月1日現在」は、以下のとおりです。

	養育里親 (専門里親含)	養子縁組 里親	親族 里親	計	割合	参考 (各地域の 人口割合)
熊本市	60	27	0	87	43.3%	42.1%
荒尾・玉名地域	10	4	0	14	7.0%	8.9%
鹿本地域	9	1	0	10	5.0%	2.9%
菊池地域	8	7	1	16	8.0%	10.5%
阿蘇地域	9	4	1	14	7.0%	3.5%
宇城地域	7	2	2	11	5.5%	5.9%
上益城地域	7	2	0	9	4.5%	4.7%
八代地域	8	6	0	14	7.0%	7.8%
水俣・芦北地域	1	1	0	2	1.0%	2.6%
人吉・球磨地域	11	3	0	14	7.0%	4.8%
天草地域	5	5	0	10	5.0%	6.3%
合計	135	62	4	201	100.0%	100.0%

(注) 各地域の人口割合は、平成30年(2018年)熊本県の人口と世帯数(年報)(熊本県企画振興部統計調査課)を基に算出。

- ・令和元年（２０１９年度）８月１日現在、県内には、ファミリーホーム（※）が８カ所設置されています。

区分	施設名	所在地	定員	備考
ファミリーホーム	明德ファミリーホーム	熊本市北区	６	個人型（里親型）
	宮津ファミリーホーム	熊本市東区	６	個人型（里親型）
	MOMMY（マミー）	熊本市南区	６	個人型（里親型）
	榎	熊本市東区	６	個人型（里親型）
	ぶどうの樹	八代市	６	個人型（里親型）
	グリーンデイズ	阿蘇郡高森町	６	個人型（里親型）
	まめの木	球磨郡多良木町	６	個人型（里親型）
	森の家	山鹿市	６	法人型（社会福祉法人 愛隣園）

※ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成２１年度（２００９年度）に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行います。養育者の住居において養育するという点で、里親と同様です。

【具体的取組み】

（１）里親等委託率の数値目標

- ・国における里親等委託率の数値目標については、以下のとおりとされています。

（各年度末時点）

年度		全体	０～２歳	３～６歳	７歳以上
R 6（2024）	５年後	－	75%	－	－
R 8（2026）	７年後	－	75%	75%	－
R 11（2029）	10年後	－	75%	75%	50%

- ・子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであるため、国における里親等委託率の数値目標を十分念頭に置きつつ、本県の実情を踏まえたうえで、数値目標を設定することとしました。
- ・本県における里親等委託率の数値目標については、委託率に影響を与える以下①～⑤の過去５年間の県内３児童相談所の平均値（現状）を算出したうえで、現在の里親等委託推進の取組みに加え、更に実現可能な追加的努力をすることで令和１１年度（２０２９年度）の里親等委託率の目標を設定しました。

- ・児童相談所をはじめ、里親等委託率向上に重要な役割を果たす乳児院、児童養護施設及び熊本県里親協議会が自らの課題として取り組み、関係機関が一体となって里親等委託を推進していきます。

	児童増減数		合計	備考
	現状の取組み	追加的努力		
①児童相談所による新規委託児童数	18.4人/年	+ 8.0人/年	26.4人/年	県内3カ所の児童相談所で毎年8人
②乳児院からの措置変更	8.0人/年	+ 3.0人/年	11.0人/年	県内3カ所の乳児院で毎年3人（各施設で毎年1人）
③児童養護施設からの措置変更	6.0人/年	+ 2.4人/年	8.4人/年	県内12カ所の児童養護施設で毎年2.4人（各施設で5年に1人）
④委託解除（家庭復帰、自立、特別養子縁組）	△ 22.0人/年	一定	△ 22.0人/年	
⑤里親等からの措置変更（不調）	不調率4.5%	不調率4.5%	不調率4.5%	

- ・以上のとおり、現状の取組みに加え、追加的努力をすることにより、令和11年度（2029年度）の里親等委託率の数値目標を、38.0%とします。

（各年度末時点）

年度		全体（里子数）	0～2歳	3～6歳	7歳以上
R 6（2024）	5年後	26.9%（191人）	45.4%	34.4%	23.4%
R 8（2026）	7年後	31.4%（220人）	55.9%	44.2%	26.2%
R11（2029）	10年後	38.0%（258人）	69.8%	58.7%	30.3%

（注）里親等委託率の算定における委託児童数は、小数点以下も加味しているため、整数表示した表に基づき、算定した里親等委託率と整合しない場合があります。

- ・令和11年度（2029年度）里親等委託率の目標 38.0%を達成するためには、更なる登録里親数の増加が必要です。
- ・平成29年度時点（2017年度）の委託児童は97人、登録里親は192世帯であり、この現状から推計すると、令和11年度（2029年度）時点の委託児童は258人となるため、登録里親は511世帯が必要です。

- ・また、里親の年齢構成や地域バランスも十分考慮しながら里親登録に向けた働きかけを検討していく必要があります。

・登録里親の必要数

年度	委託児童(人)	登録里親の必要数(世帯)
H29 (2017)	97	192
H30 (2018)	103	204
R 1 (2019)	108	214
R 2 (2020)	126	249
R 3 (2021)	144	285
R 4 (2022)	160	317
R 5 (2023)	176	348
R 6 (2024)	191	378
R 7 (2025)	206	408
R 8 (2026)	220	435
R 9 (2027)	233	461
R10 (2028)	246	487
R11 (2029)	258	511

(2) 熊本モデル・フォスティング業務体制の構築

- ・本県では里親支援について、児童相談所を中心に、里親支援専門相談員やNPO法人優里の会、熊本県里親協議会と連携して活動してきました。
- ・里親支援専門相談員は、平成24年(2012年)から県内の児童養護施設や乳児院に配置が始まり、平成31年(2019年)4月1日現在、13施設に配置され、児童相談所と連携して里親家庭を支援するなど、積極的に活動しています。
- ・NPO法人優里の会は、里親・里子の支援と、里親制度の普及啓発を目的として、平成25年(2013年)に設立され、県及び熊本市から里親制度普及・委託推進事業等を受託し、里親制度の普及啓発、里親家庭への支援等を行っています。
- ・熊本県里親協議会は、里親の資質の向上に努め、充実した家庭養護を目指し、児童福祉における社会的養護を担うこと及び里親家庭の孤立の防止に努め、会員相互の協調と親睦を深めることを目的に活動しています。具体的には、協議会事務局において、里親同士、里親と児童相談所、里親と地域社会を「つなぐ」をテーマに毎月、事務局通信を発行しています。また、平成29年度(2017年度)から4支部(熊本県中央支部、熊本県八代支部、熊本市支部、ファミリーホーム支部)に分かれ、それぞれの支部が主体的に交流活動を行うことで、里親のスキルアップとともに養育環境の向上を目指す活動に取り組んでいます。
- ・令和11年度(2029年度)の里親等委託率の目標 38.0%、登録里親511世帯の目標達成に向け、更なる取組みの強化、関係機関の連携強化が必要です。

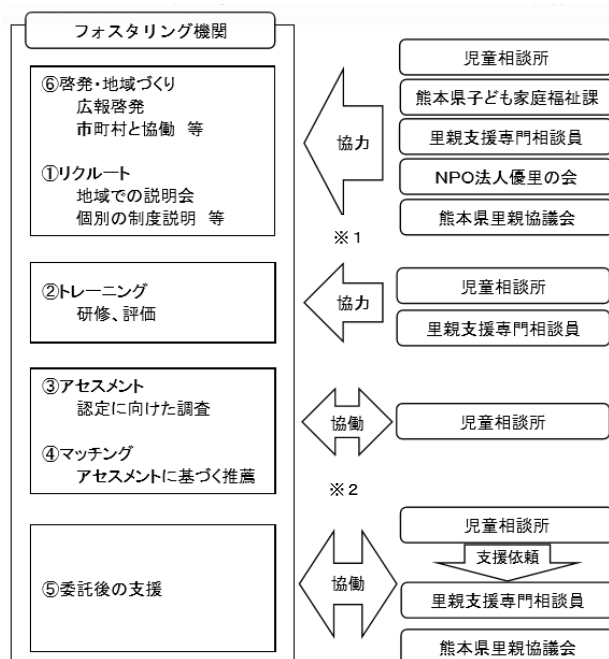
- ・そこで、県内3カ所の児童相談所の管轄毎に①リクルート、②トレーニング（研修）、③アセスメント、④マッチング、⑤アフターフォロー（委託後の支援）の機能に加え、⑥啓発・地域づくりの機能も含め、民間の里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）への業務委託について可能な限り早期の実現を目指します。
- ・フォスタリング機関への業務委託後も、児童の里親等委託は児童相談所が担当することから、フォスタリング業務全体のマネジメントを行いつつ、フォスタリング機関や里親支援専門相談員、NPO法人優里の会、熊本県里親協議会等と一体となって取組みを進めます。
- ・民間のフォスタリング機関と児童相談所、これまで各地域で積極的に活動している里親支援専門相談員、NPO法人優里の会、熊本県里親協議会等と更なる連携強化を図り、里親等委託を推進し、熊本モデル（※）の構築を図ります。
- ・フォスタリング機関が設置された後も、現在の里親支援専門相談員の地区担当制を継続するとともに、フォスタリング機関の6つの機能すべてに里親支援専門相談員が関わる体制を構築していきます。

※熊本モデル：

熊本県内の各施設に配置されている里親支援専門相談員は、担当地域内の市町村や関係機関といった社会資源と密接に連携しながら、里親に身近な存在として日頃の相談支援を行っている。また、相談員それぞれが多様な専門性を持ち、活動している。

今後の里親等委託推進にあたっては、「熊本モデル」として、フォスタリング機関や児童相談所だけでなく、このような機動力と専門性を持った里親支援専門相談員によるきめ細かな支援、熊本県里親協議会を通した当事者同士のつながりによる支援など、重層的で手厚い体制を確立することを目指す。

フォスタリング機関と関係機関のイメージ図



※1 協力

フォスタリング機関が中心となって活動し、関係機関が協力する。

※2 協働

フォスタリング機関と関係機関が一体となって取り組む。

(3) 家庭的養育の受け皿となる里親・ファミリーホームの確保

① 更なる登録里親の増加

- ・ フォスティング機関を中心として児童相談所や関係機関と連携した啓発活動を展開し、更なる登録里親の増加に向け、リクルートを推進していきます。
- ・ リクルートに当たっては、里親の年齢構成や所在地域を踏まえ、ターゲットを絞り、戦略的な取組みを展開します。
- ・ 一時保護里親等、短期間の委託を想定した里親についてもリクルートを進めます。

② ファミリーホーム設置への支援

- ・ 令和元年（2019年）8月1日現在、県内にファミリーホームは8カ所に設置されています。内訳は、養育里親が設置したファミリーホームが7カ所（県所管：3カ所、熊本市所管：4カ所）、児童養護施設が設置したファミリーホームが1カ所（県所管：1カ所）であり、里親等委託の経験を積み重ねた養育里親が事業者の中心です。
- ・ 今後も、ファミリーホームの設置を希望する者には、その手続きについて助言するなど、開設や運営について適切に支援します。

(4) 里親・ファミリーホームへの支援の充実

① 里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実

- ・ フォスティング機関を中心に熊本県里親協議会や里親支援専門相談員と連携して、里親サロン等の里親やファミリーホームの相互の交流の場を設け、里親養育を支援し、里親のネットワーク化を図ります。
- ・ 登録前、委託後の里親研修を充実させ、質の高い里親養育やファミリーホームの運営を目指します。
- ・ 里親等委託後は、要対協等をとおして市町村との連携を強化し、市町村を中心としたネットワークによる支援体制を構築します。

② 熊本県里親協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホーム支援

- ・ 熊本県里親協議会では、平成29年度（2017年度）から県中央支部、県八代支部、熊本市支部、ファミリーホーム支部の4支部のそれぞれにおいて、里親のスキルアップとともに養育環境の向上を目指した取組みが行われています。
- ・ 具体的には、支部毎に交流会、情報交換会、勉強会、里父の会、キャンプ、サロン等の特色のある活動が展開されており、今後も熊本県里親協議会が主体となって取り組む活動を側面から支援するとともに、里親同士や地域資源等とのつながりを促進していきます。

7 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取り組み

【現状・課題】

- ・平成28年改正児童福祉法により、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。
- ・社会的養育の中でも、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢とされています。
- ・また、令和元年（2019年）6月に成立した改正民法において、養子候補者の対象年齢が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられるとともに、審判手続きを実親の養育状況や同意の有無を判断する審判と特別養子縁組の成立の審判の二段階に分け、養親候補者の負担を軽減するとともに実親の同意撤回も制限されました。加えて、実親の養育状況や同意の有無を判断する審判については、児童相談所長による申立ても可能となりました。
- ・本県において、平成31年（2019年）4月1日現在で特別養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）の登録世帯数は、62世帯です。
- ・代替養育を必要とする子どものうち、家庭養育が困難で養子縁組が適当と考えられる子どもについては、実親の同意取得に努めていますが、同意が得られないケースがあります。
- ・また、特別養子縁組成立後に里親登録を継続しない場合は、児童相談所としての関わりは終了するため、養育上の不安を把握できないという課題があります。
- ・本県における児童相談所が関与した特別養子縁組の成立件数は、以下のとおりです。

年度	中央 児相	八代 児相	計 (県)	熊本市 児相	計 (県・市)
H26 (2014)	2	1	3	2	5
H27 (2015)	1	0	1	5	6
H28 (2016)	0	2	2	2	4
H29 (2017)	3	0	3	6	9
H30 (2018)	3	2	5	4	9

- ・家庭で養育することができない子どもと、特別養子縁組を希望する養親を結びつける事業は、児童相談所以外の民間団体でも行われています。
- ・行政の許可を受けた本県の民間あっせん機関は、以下の2機関です。

医療法人社団 愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

医療法人 聖粒会 慈恵病院

- ・なお、個人情報・プライバシー保護の観点から、民間あっせん機関における特別養子縁組の成立件数は公表しておらず、全国的な成立件数は国が公表を行うとされています。

【具体的取組み】

（１）「新しい社会的養育ビジョン」で示された目標

- ・近年の全国の特別養子縁組成立件数（民間あっせん事業者及び児童相談所の全国の合計値）は、以下のとおりです。

年度	件数	国の目標値
H25（2013）	474	概ね５年以内に 年間１,０００人以上 の縁組成立 (H29年度の約１.６倍)
H26（2014）	513	
H27（2015）	542	
H28（2016）	495	
H29（2017）	616	

- ・「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね５年以内に全国で年間１,０００人以上の成立を目指すことが示されています。

（２）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

- ・令和元年（２０１９年）６月の民法改正を踏まえ、家庭養育が困難で養子縁組が適当と考えられる子どもに家庭的な養育環境を提供する観点から、特別養子縁組を積極的に推進するとともに、様々な広報媒体や機会を活用し、特別養子縁組制度の更なる普及啓発を行います。
- ・産前・産後母子支援事業等により、特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等に対する相談体制の強化を図ります。
- ・児童相談所と民間あっせん機関との情報共有等について検討します。
- ・特別養子縁組成立後の養子を養育する家庭への支援について、熊本県里親協議会をはじめとする里親支援機関や市町村母子保健部門と連携して推進します。

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

【現状・課題】

- ・平成28年改正児童福祉法は、「家庭養育優先原則」の理念を実現するため、里親等委託を推進することを求めています。
- ・施設についても、「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」の養育環境として位置づけられており、可能な限り良好な家庭的環境を確保し、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要です。
- ・代替養育を必要とする子どもは、今後減少していくと見込まれる中、家庭養育優先の原則に基づき里親等委託を推進することとなるため、施設にはケアニーズが非常に高い子どもへの専門的な対応等を担うための、高機能化及び多機能化・機能転換が求められています。
- ・一方で、十分な里親養育体制が実現するまでの間、代替養育が必要な子どもに不利益が生じることのないよう、必要な受け皿を確保しておくことも必要です。
- ・こうした状況を踏まえ、今後、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを行う必要があります。

- ・令和元年（２０１９年）８月１日現在、県内には、社会的養護を担う施設として、以下の施設があります。

社会的養護関係施設一覧（令和元年（２０１９年）８月１日現在）（再掲）

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	力所	定員	合計
児童養護施設	慈愛園子供ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	33	67
				敷地内小規模 GC	3	22	
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	菊水学園	熊本市中央区	社会福祉法人 菊水学園	本体施設	－	48	66
				敷地内小規模 GC	2	12	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	藤崎台童園	熊本市中央区	社会福祉法人 藤崎台童園	敷地内小規模 GC	7	50	56
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	龍山学苑	熊本市北区	社会福祉法人 龍山学苑	本体施設	－	29	51
				敷地内小規模 GC	2	16	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	八代ナザレ園	八代市	社会福祉法人 八代ナザレ園	敷地内小規模 GC	5	36	42
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	シオン園	荒尾市	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	15	45
				敷地内小規模 GC	3	24	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
	光明童園	水俣市	社会福祉法人 光明童園	分園型小規模 GC	1	6	70
				敷地内小規模 GC	8	34	
				地域小規模児童養護施設	5	30	
	湯出光明童園	水俣市	社会福祉法人 光明童園	本体施設	－	38	50
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	愛隣園	山鹿市	社会福祉法人 愛隣園	敷地内小規模 GC	4	30	42
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	熊本天使園	合志市	社会福祉法人 聖嬰会	敷地内小規模 GC	7	45	57
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	広安愛児園	上益城郡 益城町	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会	敷地内小規模 GC	5	40	52
				地域小規模児童養護施設	2	12	
	みどり園	上天草市	社会福祉法人 みどり園	本体施設	－	28	46
				敷地内小規模 GC	2	12	
				地域小規模児童養護施設	1	6	
乳児院	熊本乳児院	熊本市中央区	社会福祉法人 熊本市社会福祉協会	本体施設	－	18	30
				分園型小規模 GC	2	12	
	慈愛園乳児ホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 慈愛園	本体施設	－	10	15
				敷地内小規模 GC	1	5	
	八代乳児院	八代市	社会福祉法人 八代児童福祉会	本体施設	－	15	15

区分	施設名	所在地	経営主体	種別	定員
児童自立 支援施設	清水が丘学園	熊本市北区	熊本県	入所	26 (※)
児童心理 治療施設	こども L. E. C センター	上益城郡益城町	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会	入所	37
				通所	13
母子生活 支援施設	はばたきホーム	熊本市中央区	社会福祉法人 同胞友愛会	入所	20
	きらきら星レジデンス	熊本市東区	社会福祉法人 照敬会	入所	25
自立援助 ホーム	夢ぽーとⅠ	熊本市南区	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	夢ぽーとⅡ	菊池郡菊陽町	一般社団法人 レミシンク	入所	6
	LOVE（ラブ）	熊本市北区	NPO法人 アイグループ	入所	6
児童家庭 支援センター	キッズ・ケア・センター	荒尾市	社会福祉法人 慈愛園	-	-

※清水が丘学園：現行の居室面積最低基準を踏まえた実質定員を記載。

【具体的取組み】

（１）施設で養育が必要な子ども数の見込みの推計

- ・「５ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」及び「６ 里親等への委託の推進に向けた取組み」を踏まえると、施設で養育が必要な子ども数の今後の見込みは、以下のとおりです。（単位：人）

年度	計画策定時		５年後		１０年後	
	Ｒ１（２０１９）		Ｒ６（２０２４）		Ｒ１１（２０２９）	
	代替養育 必要数	うち 施設	代替養育 必要数	うち 施設	代替養育 必要数	うち 施設
３歳未満	60	47	57	31	55	17
３歳～就学前	115	101	111	73	106	44
学童期以降	569	488	544	417	519	362
計	744	636	712	521	680	423

（注）整数処理している関係で、里親等委託率と整合していない部分があります。

（２）施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組み

① 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設や乳児院においては、地域の社会的養護の拠点としての役割が求められます。また、地域全体で子どもを養育する体制を構築するため、各施設は、施設の小規模かつ地域分散化を進めるにあたり、地域の理解促進に努める必要があります。
- ・県・熊本市においては、各施設の今後の経営方針を踏まえた施設整備に関して、助言等を行います。

② 施設の小規模かつ地域分散化のための人材育成、人材確保

- ・各施設が小規模かつ地域分散化を推進していくためには、本体施設との役割分担を行い、これらの取組みを実施していくための人材育成、人材確保が必要になります。
- ・そのため、各施設が主体となって取り組む小規模かつ地域分散化を推進していくための人材育成、人材確保の取組みを側面から支援するとともに、適切に情報提供や助言等を行います。

（３）施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

① 施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進

- ・今後、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケアの対応等、高機能化が求められています。
- ・多機能化・機能転換については、児童家庭支援センター、フォスティング機関、一時保護専用施設の機能を付加することが考えられます。また、市町村事業（ショート・トワイライトステイ、病児・病後児保育等）についても地域のニーズを把握しながら、市町村からの受託を検討していく必要があります。

② 高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保

- ・各施設が高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくためには、本体施設との役割分担を行い、これらの取組みを実施していくための人材育成、人材確保が必要になります。
- ・そのため、各施設が主体となって取り組む高機能化及び多機能化・機能転換を推進していくための人材育成、人材確保の取組みを側面から支援するとともに、適切に情報提供や助言等を行っていきます。

③ 児童家庭支援センターの機能拡充

- ・児童家庭支援センターは、市町村と児童相談所をつなぐ役割を担うことになるため、ソーシャルワークや心理等の専門性を活かした相談対応等を行うミニ児相の機能が必要となります。
- ・県内どの地域でも児童福祉施策が実施できるよう、地域バランスや児童相談所からの距離等を踏まえ、上記の機能を有する「児童家庭支援センター」を民間委託により、可能な限り早期の設置を目指し、相談体制等の充実強化を図ります。
- ・なお、熊本市においては、区役所の家庭児童相談部門と児童相談所の機能を補完する役割を担うため、民間委託等により、児童家庭支援センターの設置を目指します。
- ・児童家庭支援センターについて、県民への更なる周知啓発を図ります。

【児童家庭支援センターの具体的な役割】（児童相談所と連携して活動します）

- 1) ソーシャルワークや心理等の専門性と併せて地域の実情にも精通する立場として、地域の子育て支援を含めて対応します。
- 2) 市町村と児童相談所の中間域の相談に対応する総合的な相談窓口であり、アウトリーチも実施します。
- 3) 家庭復帰後の状況確認やペアレントトレーニングの実施等、児童相談所からの指導委託への対応を行います。
- 4) 夜間・休日を含め24時間365日の対応を実施します。
- 5) 児童相談所から遠隔地での虐待等への初期対応として、子どもの安全確認や一時保護への協力を行います。

④ フォスタリング機関の設置検討（※再掲：「6 里親等への委託の推進に向けた取組み」）

- ・県内3カ所の児童相談所の管轄毎に①リクルート、②トレーニング（研修）、③アセスメント、④マッチング、⑤アフターフォロー（委託後の支援）の機能に加え、⑥啓発・地域づくりの機能も含め、民間の里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）への業務委託について可能な限り早期の実現を目指します。
- ・民間のフォスタリング機関と児童相談所、これまで各地域で積極的に活動している里親支援専門相談員、熊本県里親協議会、NPO法人優里の会等と更なる連携強化を図り、里親等委託を推進し、熊本モデルの構築を進めます。

- ・フォスタリング機関が設置された後も、現在の里親支援専門相談員の地区担当制を継続するとともに、フォスタリング機関の6つの機能すべてに里親支援専門相談員が関わる体制も維持していきます。

（＊詳細については、「6 里親等への委託の推進に向けた取組み」に記載）

⑤ 一時保護専用施設の設置検討

- ・現在、一時保護所が設置されていない八代児童相談所管内における一時保護専用施設（開放型）について、可能な限り早期の設置を目指します。
- ・また、中央児童相談所管内における一時保護専用施設（開放型）についても、可能な限り早期の設置を目指します。

（＊詳細については、「9 一時保護改革に向けた取組み」に記載）

（４）その他の取組み

① 児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み

- ・新たな社会的養育ビジョンに基づく「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、施設養育が必要な子どもに対しても「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることなどが明記されました。ただし、「児童心理治療施設、児童自立支援施設に関する小規模化等の取組みについては、今後有識者等を交えた意見交換を踏まえ示す」とされています。
- ・本県の児童心理治療施設、児童自立支援施設においては、国の動向を踏まえながら、今後の在り方を検討していきます。
- ・このうち、児童自立支援施設については、既に建築から40年が経過し、老朽化が進んでいます。

また、児童棟は大舎制の寮舎であり、国が求める快適さやあたたかさに配慮した少人数ケアの養育環境となっておりません。さらに、管理学習棟は、広さや機能面が不足し、学校教育及び業務上、支障が生じています。このため、「平成30年度（2018年度）清水が丘学園整備のあり方検討会議整備方針報告書」に基づき、全面建替を念頭に検討していきます。

② 母子生活支援施設の取組み

- ・新たな社会的養育ビジョンに基づく「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、「母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により「家庭と同様の養育環境」原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する」とされています。
- ・母子生活支援施設においては、母子が一緒に生活できるという利点を生かすとともに、様々なニーズに対応できる取組みを推進していきます。

9 一時保護改革に向けた取り組み

【現状・課題】

- ・一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し、子どもの心身の状況や、置かれている環境などを把握するとともに、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。
- ・しかし、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があるにも関わらず、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていない面があることや、ケアに関する一時保護所間の格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。
- ・熊本県に設置する一時保護所は、中央児童相談所併設（閉鎖型）（※）、熊本市児童相談所併設（閉鎖型）の2カ所のみであり、八代児童相談所には設置されていません。
- ・そのため、八代児童相談所では、一時保護所までの移送に時間を要するとともに、児童と担当児童福祉司等との面接が頻回に行えないという課題があり、その結果、一時保護期間や通学できない期間が長期化するなど、入所児童に負担を強いています。
- ・一時保護は、保護された児童が安心して生活できるよう、子どもの安全確保に加え、入所児童の個別性が尊重される必要がありますが、中央児童相談所の一時保護所では、構造の問題から虐待を受けた子どもや非行の子ども等と一緒に生活する混合処遇となっているほか、個室や一時的にクールダウンする部屋の確保も困難となっています。
- ・また、入所児童に対してきめ細かな学習指導ができていないという課題があります。
- ・平成30年（2018年）に厚生労働省から示された「一時保護ガイドライン」では、こうした一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることが求められています。
- ・一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、「一時保護ガイドライン」では、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要があるとあり、児童養護施設等に一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされています。
- ・また、子どもの状況に応じ、可能な限り家庭的で、開放的環境の下、一時保護が行われることが求められています。
- ・「一時保護ガイドライン」で示されている課題について、本県の状況を踏まえ、今後、一時保護改革について検討します。

※閉鎖的環境（閉鎖型）

一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。

開放的環境（開放型）

閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。

【具体的取組み】

（１）一時保護体制の充実

- ・現在、一時保護所が設置されていない八代児童相談所管内における一時保護専用施設（開放型）について、可能な限り早期の設置を目指します。
- ・また、中央児童相談所管内における一時保護専用施設（開放型）についても、可能な限り早期の設置を目指します。

（２）一時保護所の環境整備、職員の育成

- ・一時保護所の個室化について、検討を進めます。
- ・一時保護所内における学習環境の充実に向けた検討を進めます。
- ・一時保護所内での児童の対人関係改善のためのグループ療法を充実させます。
- ・きめ細かなケアを可能とする人員配置について検討します。
- ・一時保護所の職員の職員研修を充実させます。
（例：発達障害などケアニーズの高い児童への対応、子どもの性に関わる課題への対応
スマートフォンやゲームなどへの依存傾向のある児童への対応等）

（３）子どもの権利擁護のための取組み

- ・一時保護開始時に子どもに保護の理由や目的等について丁寧に説明します。
- ・一時保護期間の短縮化のため、定期的に方針の検討を行います。
- ・第三者評価を継続的に受審することにより、外部の視点を取り入れながら、これまで以上に細やかなケアの実現に努めます。
- ・苦情処理体制の充実を図り、子どもから意見を聴取した場合、必ず回答することを徹底します。
- ・子どもが適切に意見表明できる仕組みについて検討を進めます。

（４）里親等への一時保護委託の推進

- ・一時保護委託の形態として、里親等への一時保護委託があります。「家庭における養育環境と同様の養育環境」で、かつ開放的環境である里親家庭は、安全確保や子どものアセスメントが可能である場合、子どもの権利擁護を考えると望ましい環境です。
- ・フォスタリング機関と連携し、県民の里親登録を推進します。また、一時保護委託が可能な里親のリクルートを進めるとともに、一時保護委託に対応できる知識や能力を身につけるための支援や研修を充実していきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み

【現状・課題】

- ・児童養護施設や里親家庭、ファミリーホーム等で育った児童は、自立後、実親等から必要な支援を受けられない場合があります。
- ・経済的問題や対人関係、健康面といった退所後の日常生活上の様々な悩みについて、相談先や支援者が乏しい状況にあります。
- ・平成28年改正児童福祉法により、子どもへの自立のための支援が必要に応じて継続される仕組みが整備され、各都道府県に自立支援策の強化のための取り組みが求められています。
- ・児童養護施設等から自立する子どもが、就学・就労を継続し、安定した生活を送るために経済的・社会的・精神的な支援が必要です。
- ・社会的養護自立支援に関する本県の現状は、以下のとおりです。

(令和元年(2019年)8月1日現在)

事業等	内容	現状
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。	3カ所
就学者自立生活援助事業	自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある就学中の者を対象に追加するもの。	未実施
社会的養護自立支援事業	里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。また、生活相談や就労相談等を行う事業。	未実施
身元保証人確保事業	児童養護施設等を退所する子ども等が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う事業。	実施中
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し、就職や進学する等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行う事業。また、児童養護施設等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行う事業。	実施中

- ・ 本県では、民間主体で以下のような取組みも行われています。

児童養護施設退所者 等が入所できるシェ アハウス	児童養護施設の退所者等が、安定した生活を送るためのシェアハウスの運営や生活技術支援を実施。 退所者に、コミュニケーション能力、金銭管理能力、調理や家事等の基礎的な生活スキル、セルフマネジメント等の経済的・社会的・精神的に自立していく力を身につけてもらい、就学・就労につなげる。
--------------------------------	---

【具体的取組み】

（１）自立援助ホームの運営等の支援

- ・ 自立援助ホームの設置を希望する者には、地域の実情に応じ、適切に判断するとともに、申請や手続きについての助言、開設や運営についての支援を行います。

（２）社会的養護自立支援事業等の実施

- ・ 施設を退所した子ども及び退所する子どもの自立を支援します。具体的には、必要に応じて、１８歳（措置延長の場合は２０歳）到達後も原則２２歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援が提供できる体制の整備について検討を進めます。また、自立しようとする子どもや自立後の子どもを孤立させないよう、生活相談や就労支援を受けられる場所の確保や、定期的な近況確認、体調不良時や緊急時の対応等の相談支援事業の実施について検討を進めます。
- ・ 退所後の元児童が就学希望であっても自立援助ホームを活用しやすいよう、就学者自立生活支援事業の実施について検討を進めます。

（３）その他の取組み

- ・ 子ども自身が納得した将来設計となるよう、自立支援の内容について、十分な説明を行います。
- ・ 子どもの自立支援に向けて、各児童養護施設の職業指導員や担当者が意見交換する熊本県養護協議会の職業指導員連絡会（自立支援勉強会）に情報提供等を行います。
- ・ 今後も身元保証人確保事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を継続します。

1 1 児童相談所の強化等に向けた取組み

【現状・課題】

- ・ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、平成30年度（2018年度）は、159,850件（対前年比1.2倍に増加）と過去最高を更新しており、死亡事例や重大事例も後を絶たず、深刻な社会問題になっています。
- ・ 本県においても、平成30年度（2018年度）の相談対応件数は、過去最高だった平成29年度（2017年度）の1,248件を大きく上回る1,532件（対前年比1.2倍に増加）となっています。
- ・ 児童相談所に配置する児童福祉司は、平成31年（2019年）3月の児童福祉法施行令の改正により、これまでの管轄人口4万人に1人から3万人に1人（経過措置として令和3年度（2021年度）までは4万人に1人）とされるとともに、新たに里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司の配置が求められたことから、更なる増員が必要です。
- ・ また、児童心理司については、国が示した児童虐待防止体制総合強化プラン（以下、「新プラン」という。）により、児童福祉司2人につき1人を配置することが求められています。
- ・ 児童福祉司や児童心理司を増員する中、合わせて職員の更なる専門性向上とともに、その専門性を担保するためには、職員の計画的な人材育成や指導的立場を担うスーパーバイザーの養成が必要です。
- ・ 県の中央児童相談所及び八代児童相談所においては、医学的診断を行うための医師や法的対応力を高めるための弁護士など高度な専門職を非常勤職員として配置しています。
- ・ 熊本市児童相談所においては、医師や弁護士に相談できる体制ではありますが、常時相談できる体制ではないことから、医師や弁護士の配置が課題となっています。
- ・ 警察との連携強化のため、現職警察官、警察官OBを配置しています。
- ・ 令和2年（2020年）から施行される「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、「介入」と「家庭支援」を分化させることとされています。
- ・ 県の中央児童相談所においては、平成20年度（2008年度）から「介入」を担当する職員と「家庭支援」を担当する職員を分けており、さらに平成31年度（2019年度）からは児童施設・初動課初動班を設置し、組織として分化させました。
- ・ 熊本市児童相談所においては、設置当初の平成22年度（2010年度）から「介入」を担当する職員と「家庭支援」を担当する職員を分けています。
- ・ 特に県管轄児童相談所においては、その管轄面積が広いため、迅速かつきめ細かな対応が困難になっており、現在1カ所のみである児童家庭支援センターについて今後早期に設置を進めていく必要があります。
- ・ 市町村、熊本市においては各区（以下、「市町村等」という。）との役割分担、更なる連携が必要です。

【具体的取組み】

（１）組織体制の強化

① 職員配置

- ・ 児童福祉司については、管轄人口３万人に１人の配置のほか、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を児童相談所毎に１人ずつ配置できるよう人材確保に早期に取り組みます。
- ・ また、児童心理司についても新プランに基づき、児童福祉司２人につき１人を配置できるよう人材確保に早期に取り組みます。
- ・ 今後も弁護士の配置を継続するなど、常時相談できる体制を継続します。
- ・ 一時保護児童の健康状態のチェックに加え、子どもの処遇方針決定にあたり、医学診断を常時活用するとともに、児童虐待の再発防止に向けた保護者指導を充実させる必要があります。定期的な所内カンファレンスへの出席や保護者面接が実施できる勤務体制による医師の配置を早期に実現します。
- ・ 母子保健分野と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見を図るとともに、子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師の配置を継続します。
- ・ 今後も現職警察官、警察官ＯＢを配置するなど、警察と連携し、体制強化を図ります。

② 専門性向上、人材育成

- ・ 指導的立場を担う児童福祉司スーパーバイザーを養成するため、計画的な人事管理や人材育成に取り組めます。
- ・ 福祉職や心理職等の計画的な人材育成を行うため、職員研修の充実強化を図ります。

③ 組織体制の見直し

- ・ 八代児童相談所においては、「介入」と「家庭支援」を分化するなど、組織体制の強化を図ります。
- ・ 熊本市児童相談所においては、里親推進体制強化のために、里親班を設置します。

（２）関係機関（警察、教育、医療機関等）、ＤＶ対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携

- ・ 「児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成３１年（２０１９年）３月１９日）」では、児童虐待対応と、警察、教育、医療機関、ＤＶ対応機関等との連携強化について記載されています。
- ・ 児童相談所に配置された現職警察官を中心に、県警本部及び警察署との円滑な連携体制を構築します。
- ・ 児童相談所とＤＶ対応機関である熊本県女性相談センターとが情報交換するなどして、連携を強化します。

- ・ 児童家庭支援センターは、市町村と児童相談所をつなぐ役割を担うことになるため、ソーシャルワークや心理等の専門性を活かした相談対応等を行うミニ児相の機能が必要となります。
 - ・ 県内どの地域でも児童福祉施策が実施できるよう、地域バランスや児童相談所からの距離等を踏まえ、上記の機能を有する「児童家庭支援センター」を民間委託により、可能な限り早期の設置を目指し、相談体制等の充実強化を図ります。
 - ・ 熊本市においては、区役所の家庭児童相談部門と児童相談所の機能を補完する役割を担うため、民間委託等により、児童家庭支援センターの設置を目指します。
 - ・ 児童家庭支援センターについて、県民への更なる周知啓発を図ります。
-
- ・ 研修等をとおして、児童相談所と市町村等が相互の業務や役割を理解します。そのうえで、役割分担を意識し、連携して活動します。
 - ・ 市町村等に情報提供を行うことなどにより、市町村要対協の活用を促進します。
 - ・ 市町村等との研修や意見交換をとおして、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置や活用を促進します。

(3) 子どもを社会で見守る体制の構築

- ・ 本県においては、11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、「家庭から暴力をなくすキャンペーン（県民の意識啓発を目的としたキャンペーン）」を行い、「子どもの虐待防止を考えるシンポジウム」等の児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に実施します。
- ・ また、地域で子どもを見守る大人や子ども自身に児童虐待に関する正しい知識や対処方法を学んでもらうことなどにより、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・ 近年、全国的に児童虐待による死亡事件が相次ぎ、本県においても、児童虐待による重篤事案が発生するなど、児童虐待防止は喫緊の課題となっています。そこで、県においては、児童虐待等の問題を抱えた子どもの早期発見・早期支援につなげるため、県民意識の醸成を図る広報啓発活動を更に重点的に行います。
- ・ 熊本市においては、オレンジリボンキャンペーン等、児童虐待防止のために継続して広報・啓発活動を実施します。
- ・ 主任児童委員、子ども相談員、家庭相談員等との連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。

用語の解説

用語	解説
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。
乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。
児童自立支援施設	子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する施設であり、通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。
児童心理治療施設	心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。 また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割を持ちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。
母子生活支援施設	母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。 近年では、DV被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の54%を占め、虐待を受けた児童が入所児童の41%を占めています。また、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも増加しています。
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。
児童家庭支援センター	平成9年（1997年）の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行います。

	平成２０年（２００８年）の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられました。 多くは児童養護施設等の施設に附置されていて、施設が地域支援を行う機能を果たしていますが、平成２０年（２００８年）の児童福祉法改正で、単独設置も可能となりました。また、平成２３年（２０１１年）４月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記されました。
里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。
養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもと法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。
フォスタリング機関	一連のフォスタリング業務（都道府県が行うべき里親に関する業務）を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」（里親養育包括支援機関）といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」といいます。
本体施設	児童養護施設や乳児院の本体の施設です。その形態の違いで大舎制、中舎制、小舎制があります。 （大舎制：２０人以上、中舎制：１３～１９人、小舎制：１２人以下）
小規模グループケア	小規模なグループで家庭的養護を行うことです。（１グループ６～８人。乳児院は４～６人。） 本体施設の敷地内で行うもの（敷地内小規模グループケア）、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）があります。
地域小規模児童養護施設	本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う施設です。

厚生労働省ホームページ情報より

参考資料 1

(1) 熊本県の計画検討体制

熊本県社会的養育推進計画に関する検討を行うことを目的として、検討会議・検討ワーキングを設置するとともに、特別な事項について助言を得ることを目的として、検討会議のアドバイザーを置きました。

検討会議 委員

所属	役職・氏名	備考
熊本県里親協議会	会長 岩見 照也	
熊本県養護協議会	会長 上村 宏淵	
熊本県臨床心理士会	臨床心理士 向野 彰子	
熊本大学大学院 教育学研究科	シニア教授 濱平 清志	会長
熊本県弁護士会	弁護士 福井 春菜	
熊本県中央児童相談所	所長 高三猪 晋	
熊本市児童相談所	所長 田上 和泉	

検討会議 アドバイザー

所属	役職・氏名	備考
西南学院大学 人間科学部社会福祉学科	教授 安部 計彦	

検討ワーキング 構成員

所属	役職・氏名	備考
県所管児童養護施設 代表 (光明童園)	施設長 堀 浄信	
市所管児童養護施設 代表 (慈愛園子供ホーム)	施設長 緒方 健一	
県所管乳児院 代表 (八代乳児院)	施設長 山下 誠	
市所管乳児院 代表 (熊本乳児院)	副施設長 傘 正治	
熊本県里親協議会	事務局長 宮津 美光	
児童家庭支援センター 代表 (シオン園)	基幹的職員 坂田 正輝	
母子生活支援施設 代表 (はばたきホーム)	施設長 嶋村 聖子	
特定非営利活動法人 代表 (優里の会)	理事長 八谷 斉	
熊本県中央児童相談所	所長 高三猪 晋	
熊本県八代児童相談所	所長 松田 京也	平成30年度(2018年度)
	所長 和田 登志子	令和元年度(2019年度)
熊本市児童相談所	所長 田上 和泉	

(2) 熊本県の計画検討の経過

(平成31年(2019年)2月1日～令和2年(2020年)1月29日)

回数	会議・WG	日程	曜日	テーマ
1	第1回 検討会議 検討WG (合同会議)	平成31年 2月1日	金	キックオフ会議
2	アドバイザー助言①	2月7日	木	今後の方向性に関する助言
3	検討WG②	2月13日	水	フォスタリング機関
4	検討WG③	3月6日	水	里親・特別養子縁組
5	検討WG④	3月11日	月	フォスタリング機関
6	検討WG⑤	3月19日	火	里親・特別養子縁組
7	検討WG⑥	4月9日	火	里親・特別養子縁組・フォスタリング機関
8	アドバイザー助言②	4月11日	木	今後の方向性に関する助言
9	検討WG⑦	4月22日	月	里親・特別養子縁組・フォスタリング機関 子どもの見込み数 子どもの権利擁護 市区町村の子ども家庭支援体制
10	第2回 検討会議	令和元年 5月13日	月	里親・特別養子縁組・フォスタリング機関 まとめ 子どもの権利擁護 市区町村の子ども家庭支援体制
11	検討WG⑧	5月20日	月	第2回検討会議の報告 子どもの権利擁護 児相・一時保護所機能検討
12	検討WG⑨	5月31日	金	子どもの見込み数 里親・特別養子縁組 子どもの権利擁護 児相・一時保護所機能検討
13	検討WG⑩	6月10日	月	児相・一時保護所機能検討
14	検討WG⑪	6月17日	月	施設機能検討
15	検討WG⑫	6月27日	木	施設機能検討、児相・一時保護所機能検討 まとめ 里親等委託率 まとめ 子どもの権利擁護
16	検討WG⑬	7月9日	火	子どもの権利擁護 まとめ 自立支援
17	アドバイザー助言③	7月16日	火	計画骨子案に関する助言
18	検討WG⑭	7月25日	木	自立支援 まとめ 計画骨子案 検討
19	第3回 検討会議	7月29日	月	計画骨子案 検討
20	検討WG⑮	8月9日	金	第3回検討会議の報告 その他
21	アドバイザー助言④	8月20日	火	計画素案(たたき台)に関する助言
22	第4回 検討会議	10月2日	水	計画素案(たたき台) 検討
23	アドバイザー助言⑤	11月27日	水	計画案に関する助言
24	第5回 検討会議 検討WG (合同会議)	12月3日	火	計画案 検討
25	パブリック・コメント	令和元年12月19日 ～令和2年1月17日	-	計画案についてパブリック・コメントを実施
26	第6回 検討会議	令和2年 1月29日	水	パブリック・コメントの結果等について、検討会議会長と最終調整

参考資料 2

アンケート結果

「3 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）」に記載しましたが、計画策定にあたって、現在、児童養護施設や里親等に措置（委託）されている小学6年生、中学3年生、高校3年生の児童（以下「現役世代」という。）に加え、社会的養護経験者（以下「OB・OG世代」という。）（18歳～40歳代）にもアンケートを実施しました。

・アンケートの対象者及び回収率は、以下のとおりです。（県・熊本市合計）

		対象者数（人）	回答者数（人）	回収率（%）
現役世代	児童養護施設	137	136	99.3
	里親	20	17	85.0
OB・OG世代	児童養護施設	64	39	60.9
	里親	20	5	25.0

・アンケートには、様々な意見が寄せられました。意見については、可能な限り、本計画に反映させるとともに、今後の具体的な施策に活用していきます。

・集計結果は、以下のとおりです。（数値化できる項目を整理して記載。）

・なお、質問によっては、回答がないものや、択一選択の質問に複数の回答があるものなどにより、質問間の回答数等について整合がとれていない部分があります。

「代替養育を受けている子どもに対するアンケート調査の集計結果」

① 現役世代…施設で生活している児童

問1	いま、あなたは？	人数
1	小学6年生	42
2	中学3年生	47
3	高校3年生	45
4	19歳	1
5	未記入	1
	合計	136

問2	現在の施設には何歳からいますか。	人数
1	3歳未満	37
2	3～6歳	25
3	7～9歳	16
4	10～12歳	22
5	13～15歳	19
6	16歳以上	8
7	不明	7
8	未回答	2
	合計	136

問3	現在いる施設に来て、楽しい、良かったと思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	とても思う	50
2	まあまあ思う	60
3	あまり思わない	16
4	まったく思わない	7
5	未回答	3
	合計	136

問4	現在いる施設に来て、楽しかった、良かったと思うことに3つまで○をつけてください。	人数
1	友達と話せる、人との関わりが増えた、仲間との出会い	94
2	行事・外出・買い物・旅行ができる	85
3	職員が優しい、助けてくれる、話を聞いてくれる	58
4	親・家族と離れられた	15
5	食事ができる、お風呂に入れる	41
6	その他	8
	合計	301

問5	次の中から、あなたが、現在いる施設に来て、嫌だ、つらい、困ったと思うことに3つまで○をつけてください。	人数
1	プライバシーがない、1人になれない	21
2	友達に嫌なことをされる、いじめられる、けんか	14
3	自由がない、ルールが厳しい	59
4	施設の職員が厳しい	13
5	施設の職員から嫌なことをされる	7
6	家に帰りたい	38
7	施設にいたくない	28
8	学校で嫌なことを言われる	11
9	地域の人から嫌なことを言われる	0
10	嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはない	27
11	その他	17
	合計	235

問6	現在、一緒に部屋(寝たり、自分の机や勉強道具がおいてある部屋)で生活しているのは何人ですか。	人数
1	1人	75
2	2人	29
3	3人	10
4	4人	4
5	5人	3
6	6人	1
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	1
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	0
18	未回答	4
19	0人	9
	合計	136

問7	一緒にの部屋で生活するのは、何人がよいですか。	人数
1	1人	72
2	2人	27
3	3人	5
4	4人	2
5	5人	1
6	6人	2
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	12
18	未回答	3
19	0人	12
	合計	136

問8	一緒にの部屋で生活する人数について、どう思いますか。(1つに○をつけてください)	人数
1	今より多い方がよい	12
2	今より少ない方がよい	29
3	同じくらいがよい	71
4	わからない	21
5	未回答	3
	合計	136

問9	現在、一緒にホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。	人数
1	1人	0
2	2人	1
3	3人	3
4	4人	0
5	5人	22
6	6人	30
7	7人	22
8	8人	21
9	9人	2
10	10人	12
11	11人	7
12	12人	3
13	13人	0
14	14人	2
15	15人	0
16	15人以上	2
17	未回答	9
	合計	136

問10	一緒にホーム(寮、グループなど)で生活するのは、何人がよいですか。	人数
1	1人	7
2	2人	6
3	3人	4
4	4人	4
5	5人	23
6	6人	20
7	7人	5
8	8人	8
9	9人	0
10	10人	6
11	11人	1
12	12人	3
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	44
18	未回答	4
19	0人	1
	合計	136

問11	一緒にホーム(寮、グループなど)で生活する人数について、どう思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	今より多い方がよい	8
2	今より少ない方がよい	43
3	同じくらいがよい	53
4	わからない	29
5	未回答	3
	合計	136

問12	現在いる施設での生活を良くするために、してほしいと思うことに3つまで○をつけてください。	人数
1	自由な時間を増やしてほしい	70
2	施設の設備や備品など必要な物(例:スマートホン、Wi-Fi、ゲーム、一人になれる場所等)をそろえてほしい	99
3	こども同士の人間関係をよくしてほしい	27
4	職員の人数や関わり方をよくしてほしい	21
5	行事を増やしてほしい	39
6	行事を減らしてほしい	26
7	その他	13
	合計	295

問13	現在いる施設に入る際、児童相談所や施設の職員から理由の説明(なぜ家ではなく施設で暮らすことになったのかについての説明)を受けましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	はい	49
2	いいえ	30
3	どちらともいえない	7
4	おぼえていない	47
5	未回答	3
	合計	136

問14	問13で「①はい」と答えた人は、説明を受けたことによって、気持ちに変化がありましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	安心した	14
2	不安になった	14
3	変化はなかった	10
4	おぼえていない	8
5	その他	3
6	未回答	4
	合計	53

問15	現在いる施設への入所は、あなたの希望でしたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	希望していた	13
2	希望しなかった	47
3	どちらとも言えない	18
4	おぼえていない	48
5	その他	4
6	未回答	6
	合計	136

問16	現在いる施設へ入る際、あなたの気持ち・希望・考えは取り入れられましたか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	十分取り入れられた	12
2	ある程度取り入れられた	29
3	あまり取り入れられなかった	6
4	全く取り入れられなかった	11
5	どちらともいえない	15
6	おぼえていない	56
7	未回答	7
	合計	136

問17	あなたが、高校や大学に進学しようとした場合、どのような支援があればよいと思いますか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	91
2	住む場所	75
3	相談できる人や場所	57
4	学習支援	29
5	わからない	25
6	その他	3
	合計	280

問18	あなたが、就職しようとした場合、どのような支援があればよいと思(おも)いますか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	93
2	住む場所	77
3	相談できる人や場所	64
4	学習支援	27
5	わからない	17
6	その他	3
	合計	281

問19	あなたが、現在いる施設から退所することになった場合、不安に感じると思うことを教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	76
2	住む場所	68
3	相談できる人や場所	47
4	学習支援	25
5	わからない	25
6	その他	10
	合計	251

問20	あなたは、児童相談所の「一時保護所」に入っていたことはありますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	ある	64
2	ない	13
3	おぼえていない	33
4	未回答	3
	合計	113

問21	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入っていたのは何歳の頃ですか。	人数
1	3歳未満	0
2	3～6歳	2
3	7～9歳	11
4	10～12歳	17
5	13～15歳	18
6	16歳以上	3
7	おぼえていない	14
8	未回答	0
	合計	65

問22	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入る際、児童相談所や施設の職員、里親などから理由の説明(なぜ家ではなく一時保護所で暮らすことになったのか)についての説明を受けましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	はい	28
2	いいえ	10
3	どちらともいえない	10
4	おぼえていない	16
	合計	64

問23	問22で「①はい」と答えた人は、説明を受けたことによって、気持ちに変化がありましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	安心した	7
2	不安になった	8
3	変化はなかった	7
4	おぼえていない	8
5	その他	2
	合計	32

問24	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入って、楽しかった、良かったと思いますか。(1つに○をつけてください)	人数
1	とても思う	12
2	まあまあ思う	14
3	あまり思わない	11
4	まったく思わない	16
5	わからない	8
	合計	61

問25	問 24 で「①とても思う」、「②まあまあ思う」と答えた人は、その理由を教えてください。 (3つまで○をつけてください)	人数
1	友達と話せる、人との関わりが増えた、仲間との出会い	21
2	職員が優しい、助けてくれる、話を聞いてくれる	13
3	規則正しい生活ができた	9
4	食事ができる、お風呂に入れる	5
5	その他	3
	合計	51

問26	「一時保護所」に入って、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことを教えてください。 (3つまで○をつけてください)	人数
1	プライバシーがない、1人になれない	15
2	友達に嫌なことをされる、いじめられる、けんか	9
3	自由がない、ルールが厳しい	31
4	職員が厳しかった	6
5	職員から嫌なことをされた	2
6	家に帰りたかった	24
7	一時保護所にいたくなかった	20
8	嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはない	9
9	その他	6
10	合計	122

問27	「一時保護所」で一緒にの部屋(寝たり、自分の机や勉強道具がおいてある部屋)で生活していたのは何人でしたか。	人数
1	1人	15
2	2人	20
3	3人	12
4	4人	2
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	10人以上	0
12	おぼえていない	15
	合計	64

問28	「一時保護所」で一緒にの部屋で生活するのは、何人がよかったですか。	人数
1	1人	23
2	2人	10
3	3人	7
4	4人	0
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	1
11	10人以上	0
12	わからない	5
	合計	46

問29	「一時保護所」にいるときに、学校に行けなかったことについて、どう思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	元の学校であれば、学校に行きたかった	24
2	違う学校に変わっても、学校に行きたかった	6
3	学校には行きたくなかった	10
4	一時保護所で勉強できるので、学校に行かなくてもいい	7
5	わからない	15
6	その他	2
	合計	64

問30	「一時保護所」での生活を良くするために、あなたが「してほしい」と思うことを教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	自由な時間を増やしてほしい	33
2	施設の設備や備品など必要な物(例: スマートホン、Wi-Fi、ゲーム、一人になれる場所など)をそろえてほしい	30
3	子ども同士の人間関係をよくしてほしい	10
4	職員の人数や関わり方をよくしてほしい	8
5	行事を増やしてほしい	18
6	行事を減らしてほしい	2
7	その他	7
	合計	108

② 現役世代…里親・ファミリーホームで生活している児童

問1	いま、あなたは？	人数
1	小学6年生	5
2	中学3年生	5
3	高校3年生	7
	合計	17

問2	現在の里親・ファミリーホームには何歳からいますか。	人数
1	3歳未満	1
2	3～6歳	2
3	7～9歳	1
4	10～12歳	4
5	13～15歳	1
6	16歳以上	5
7	不明	3
8	未回答	0
	合計	17

問3	現在いる里親・ファミリーホームに来て、楽しい、良かったと思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	とても思う	9
2	まあまあ思う	6
3	あまり思わない	1
4	まったく思わない	0
5	未回答	1
	合計	17

問4	現在いる里親・ファミリーホームに来て、楽しかった、良かったと思うことに 3つまで○をつけてください。	人数
1	友達と話せる、人との関わりが増えた、仲間との出会い	11
2	行事・外出・買い物・旅行ができる	8
3	職員が優しい、助けてくれる、話を聞いてくれる	6
4	親・家族と離れられた	1
5	食事ができる、お風呂に入れる	6
6	その他	3
	合計	35

問5	次の中から、あなたが、現在いる里親・ファミリーホームに来て、嫌だ、つらい、困ったと思うことに3つまで○をつけてください。	人数
1	プライバシーがない、1人になれない	1
2	友達に嫌なことをされる、いじめられる、けんか	2
3	自由がない、ルールが厳しい	3
4	里親・ファミリーホームの職員が厳しい	0
5	里親・ファミリーホームの職員から嫌なことをされる	0
6	家に帰りたい	1
7	里親・ファミリーホームにいたくない	1
8	学校で嫌なことを言われる	1
9	地域の人から嫌なことを言われる	0
10	嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはない	10
11	その他	1
	合計	20

問6	現在、一緒にの部屋(寝たり、自分の机や勉強道具が置いてある部屋)で生活しているのは何人ですか。	人数
1	1人	10
2	2人	5
3	3人	0
4	4人	0
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	0
18	未回答	0
19	0人	2
	合計	17

問7	一緒にの部屋で生活するのは、何人がよいですか。	人数
1	1人	10
2	2人	3
3	3人	1
4	4人	0
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	2
18	未回答	0
19	0人	1
	合計	17

問8	一緒にの部屋で生活する人数について、どう思いますか。(1つに○をつけてください)	人数
1	今より多い方がよい	4
2	今より少ない方がよい	3
3	同じくらいがよい	7
4	わからない	3
5	未回答	0
	合計	17

問9	現在、一緒にホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。	人数
1	1人	2
2	2人	3
3	3人	1
4	4人	2
5	5人	6
6	6人	1
7	7人	0
8	8人	2
9	9人	0
10	10人	0
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	未回答	0
	合計	17

問10	一緒に里親・ファミリーホームで生活するのは、何人がよいですか。	人数
1	1人	0
2	2人	2
3	3人	2
4	4人	2
5	5人	1
6	6人	2
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	11人	0
12	12人	0
13	13人	0
14	14人	0
15	15人	0
16	15人以上	0
17	わからない	8
18	未回答	0
	合計	17

問11	一緒に里親・ファミリーホームで生活する人数について、どう思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	今より多い方がよい	4
2	今より少ない方がよい	1
3	同じくらいがよい	4
4	わからない	8
5	未回答	0
	合計	17

問12	現在いる里親・ファミリーホームでの生活を良くするために、してほしいと思うことに3つまで○をつけてください。	人数
1	自由な時間を増やしてほしい	4
2	里親・ファミリーホームの設備や備品など必要な物(例: スマートホン、Wi-Fi、ゲーム、一人になれる場所等)をそろえてほしい	5
3	こども同士の人間関係をよくしてほしい	0
4	里親・ファミリーホームの人数や関わり方をよくしてほしい	0
5	行事を増やしてほしい	4
6	行事を減らしてほしい	1
7	その他	4
	合計	18

問13	現在いる里親・ファミリーホームに入る際、児童相談所や里親・ファミリーホームの職員から理由の説明(なぜ家ではなく施設で暮らすことになったのかについての説明)を受けましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	はい	8
2	いいえ	1
3	どちらともいえない	0
4	おぼえていない	8
5	未回答	0
	合計	17

問14	問13で「①はい」と答えた人は、説明を受けたことによって、気持ちに変化がありましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	安心した	3
2	不安になった	2
3	変化はなかった	2
4	おぼえていない	1
5	その他	0
6	未回答	0
	合計	8

問15	現在いる里親・ファミリーホームへの入所は、あなたの希望でしたか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	希望していた	7
2	希望しなかった	4
3	どちらとも言えない	3
4	おぼえていない	3
5	その他	0
6	未回答	0
	合計	17

問16	現在いる里親・ファミリーホームへ入る際、あなたの気持ち・希望・考えは取り入れられましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	十分取り入れられた	7
2	ある程度取り入れられた	2
3	あまり取り入れられなかった	0
4	全く取り入れられなかった	0
5	どちらともいえない	2
6	おぼえていない	6
7	未回答	0
	合計	17

問17	あなたが、高校や大学に進学しようとした場合、どのような支援があればよいと思いますか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	7
2	住む場所	8
3	相談できる人や場所	6
4	学習支援	2
5	わからない	3
6	その他	0
	合計	26

問18	あなたが、就職しようとした場合、どのような支援があればよいと思(おも)いますか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	7
2	住む場所	8
3	相談できる人や場所	5
4	学習支援	1
5	わからない	4
6	その他	1
	合計	26

問19	あなたが、現在いる里親・ファミリーホームから退所することになった場合、不安に感じると思 うことを教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	お金	6
2	住む場所	9
3	相談できる人や場所	5
4	学習支援	2
5	わからない	2
6	その他	2
	合計	26

問20	あなたは、児童相談所の「一時保護所」に入っていたことはありますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	ある	12
2	ない	5
3	おぼえていない	0
4	未回答	0
	合計	17

問21	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入っていたのは何歳の頃ですか。	人数
1	3歳未満	0
2	3～6歳	1
3	7～9歳	2
4	10～12歳	3
5	13～15歳	2
6	16歳以上	1
7	おぼえていない	3
8	未回答	0
	合計	12

問22	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入る際、児童相談所や施設の職員、里親などから理由の説明(なぜ家ではなく一時保護所で暮らすことになったのか)についての説明を受けましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	はい	8
2	いいえ	0
3	どちらともいえない	0
4	おぼえていない	4
	合計	12

問23	問22で「①はい」と答えた人は、説明を受けたことによって、気持ちに変化がありましたか。(1つに○をつけてください)	人数
1	安心した	3
2	不安になった	3
3	変化はなかった	0
4	おぼえていない	2
5	その他	0
	合計	8

問24	問 20 で「①ある」と答えた人は、「一時保護所」に入って、楽しかった、良かったと思いますか。(1つに○をつけてください)	人数
1	とても思う	3
2	まあまあ思う	2
3	あまり思わない	2
4	まったく思わない	1
5	わからない	3
	合計	11

問25	問 24 で「①とても思う」、「②まあまあ思う」と答えた人は、その理由を教えてください。(3つまで○をつけてください)	人数
1	友達と話せる、人との関わりが増えた、仲間との出会い	5
2	職員が優しい、助けてくれる、話を聞いてくれる	5
3	規則正しい生活ができた	3
4	食事ができる、お風呂に入れる	1
5	その他	0
	合計	14

問26	「一時保護所」に入って、嫌だったこと、つらかったこと、困ったことを教えてください。 (3つまで○をつけてください)	人数
1	プライバシーがない、1人になれない	6
2	友達に嫌なことをされる、いじめられる、けんか	3
3	自由がない、ルールが厳しい	3
4	職員が厳しかった	1
5	職員から嫌なことをされた	1
6	家に帰りたかった	4
7	一時保護所にいたくなかった	3
8	嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはない	1
9	その他	0
	合計	22

問27	「一時保護所」で一緒にの部屋(寝たり、自分の机や勉強道具がおいてある部屋)で生活していたのは何人でしたか。	人数
1	1人	1
2	2人	3
3	3人	5
4	4人	0
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	10人以上	0
12	おぼえていない	3
	合計	12

問28	「一時保護所」で一緒にの部屋で生活するのは、何人がよかったですか。	人数
1	1人	4
2	2人	2
3	3人	2
4	4人	0
5	5人	0
6	6人	0
7	7人	0
8	8人	0
9	9人	0
10	10人	0
11	10人以上	0
12	わからない	3
13	0人	1
	合計	12

問29	「一時保護所」にいるときに、学校に行けなかったことについて、どう思いますか。 (1つに○をつけてください)	人数
1	元の学校であれば、学校に行きたかった	3
2	違う学校に変わっても、学校に行きたかった	0
3	学校には行きたくなかった	1
4	一時保護所で勉強できるので、学校に行かなくてもいい	3
5	わからない	3
6	その他	2
	合計	12

問30	「一時保護所」での生活を良くするために、あなたが「してほしい」ということを教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	自由な時間を増やしてほしい	8
2	施設の設備や備品など必要な物(例:スマートホン、Wi-Fi、ゲーム、一人になれる場所など)をそろえてほしい	7
3	こども同士の人間関係をよくしてほしい	1
4	職員の人数や関わり方をよくしてほしい	1
5	行事を増やしてほしい	4
6	行事を減らしてほしい	1
7	その他	1
	合計	23

「過去に代替養育を受けた経験のある方に対するアンケート調査の集計結果」

③ OB・OG世代 施設で生活した経験のある方

問1	あなたの年齢を教えてください。	人数
1	18歳	0
2	19歳	2
3	20歳	2
4	21歳	6
5	22歳	2
6	23歳	4
7	24歳	2
8	25歳	2
9	26歳	2
10	27歳	3
11	28歳	0
12	29歳	1
13	30歳	1
14	31歳	0
15	32歳	2
16	33歳	3
17	34歳	3
18	35歳	1
19	36歳	1
20	37歳	1
21	38歳	0
22	39歳	0
23	40歳	0
24	40歳以上	0
25	未回答	1
	合計	39

問2	施設、里親家庭、ファミリーホームでは、何年間生活しましたか。 (覚えている範囲で構いません)	人数
1	1年未満	2
2	1年	0
3	2年	1
4	3年	1
5	4年	4
6	5年	1
7	6年	1
8	7年	1
9	8年	3
10	9年	3
11	10年	4
12	11年	0
13	12年	3
14	13年	0
15	14年	2
16	15年	3
17	16年	6
18	17年	1
19	18年	1
20	19年	0
21	20年	1
22	20年以上	0
23	未回答	1
	合計	39

問3	現在の住居状況を教えてください。	人数
1	親の家に同居	3
2	持ち家	6
3	公営住宅	0
4	民間賃貸住宅(アパート等)	0
5	会社の寮や職員住宅	8
6	同僚宅	0
7	未回答	1
8	その他	0
	合計	18

問4	現在、仕事をしていますか。	人数
1	正社員	28
2	派遣社員・契約社員	1
3	パート・アルバイト	7
4	仕事はしていない	0
	合計	36

問5	最終学歴を教えてください。	人数
1	大学	5
2	短期大学	4
3	専門学校	6
4	高校	23
5	中学校	1
6	未回答	0
	合計	39

問6	生活保護の受給について教えてください。	人数
1	受給中	0
2	申請中	0
3	過去に受給していた	4
4	過去に受給したことはない	34
5	未回答	1
	合計	39

問7	現在、困っていることはありますか。	人数
1	ある	13
2	ない	19
3	どちらとも言えない	7
4	未回答	0
	合計	39

問8	問7で「①ある」と答えた方は、その内容を教えてください。 (もっとも困っていることから5つまで○をつけてください。)	人数
1	家族・親戚のこと	7
2	子育てのこと	0
3	現在の仕事のこと	5
4	就職のこと	1
5	恋愛のこと	1
6	住居・家賃のこと	3
7	学費のこと	0
8	借金のこと	2
9	生活全般の不安	5
10	将来の不安	3
11	孤立や孤独感	3
12	健康のこと(身体的)	2
13	健康のこと(精神的)	5
14	その他	3
	合計	40

問9	困った時、相談する人はいますか。	人数
1	いる	33
2	いない	3
3	どちらとも言えない	3
4	未回答	0
	合計	39

問10	問9で「①いる」と答えた方は、その人を教えてください。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	親・親族	10
2	兄弟	6
3	職場の上司・同僚	18
4	学校の先生	0
5	友人	23
6	以前暮らしていた施設の職員	23
7	以前暮らしていた里親家庭、ファミリーホームの里親や職員	0
8	家庭生活体験に関わった方	1
9	施設や里親家庭、ファミリーホーム出身者のための相談機関	0
10	児童相談所等の職員	1
11	その他	3
	合計	85

問11	現在の生活の満足度を教えてください。	人数
1	大変満足	8
2	ほぼ満足	22
3	やや不満足	5
4	不満足	4
5	未回答	0
	合計	39

問12	以前、生活していた施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らす際、児童相談所や施設職員、里親、ファミリーホーム職員等からの説明は十分理解できましたか。	人数
1	十分理解できた	0
2	ある程度理解できた	0
3	あまり理解できなかった	1
4	全く理解できなかった	2
5	おぼえていない	14
6	未回答	0
	合計	17

問13	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らすことは、自分の希望でしたか。	人数
1	希望した	3
2	希望しなかった	16
3	どちらともいえない	8
4	おぼえていない	12
5	未回答	0
	合計	39

問14	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らすことになる際、自分の気持ちや考えは反映されましたか。	人数
1	十分反映された	0
2	ある程度反映された	0
3	あまり反映されなかった	7
4	全く反映されなかった	4
5	おぼえていない	14
6	未回答	0
	合計	25

問15	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らし始めた時、施設職員、里親、ファミリーホーム職員からの支援についてどのように感じましたか。	人数
1	大変満足	13
2	ほぼ満足	11
3	やや不満足	9
4	不満足	1
5	おぼえていない	5
6	未回答	0
	合計	39

問16	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らしていた時、支えになってくれた人はいましたか。	人数
1	いた	34
2	いなかった	0
3	どちらともいえない	4
4	未回答	1
	合計	39

問17	問16で「①いた」と回答された場合、それは誰でしたか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	親(保護者)	3
2	兄弟	6
3	施設長	7
4	施設職員	28
5	里親	1
6	ファミリーホーム職員	2
7	友人	17
8	家庭生活体験で関わった方	1
9	学校関係者	5
10	その他	1
	合計	71

問18	施設、里親家庭、ファミリーホームを最後に退所した年度を教えてください。	人数
1	平成11年度	1
2	平成13年度	2
3	平成14年度	1
4	平成15年度	4
5	平成17年度	1
6	平成18年度	2
7	平成20年度	2
8	平成21年度	2
9	平成22年度	4
10	平成25年度	1
11	平成26年度	3
12	平成27年度	3
13	平成28年度	7
14	平成29年度	2
15	平成30年度	2
16	未回答	2
	合計	39

問19	施設、里親家庭、ファミリーホームを最後に退所した時のあなたの年齢を教えてください。	人数
1	15歳	1
2	16歳	2
3	17歳	2
4	18歳	30
5	20歳	2
6	32歳	1
7	未回答	1
	合計	39

問20	施設、里親家庭、ファミリーホームで生活した経験は、現在の社会生活に役立っていますか。	人数
1	役立っている	33
2	役立っていない	2
3	どちらとも言えない	3
4	未回答	1
	合計	39

問23	あなたが暮らしていた施設、里親家庭、ファミリーホームは、現在、気軽に帰れる場所になっていますか。	人数
1	なっている	10
2	なっていない	1
3	どちらとも言えない	4
4	未回答	0
	合計	15

問24	あなたが暮らしていた施設、里親家庭、ファミリーホームは、現在、あなたが困った時や悩んだ時に相談できる場所になっていますか。	人数
1	なっている	24
2	なっていない	6
3	どちらとも言えない	7
4	未回答	2
	合計	39

問25	あなたは児童相談所等の「一時保護所」に入所していたことはありますか。	人数
1	ある	19
2	ない	9
3	おぼえていない	9
4	未回答	2
	合計	39

④ OB・OG世代 里親・ファミリーホームで生活した経験のある方

問1	あなたの年齢を教えてください。	人数
1	18歳	1
2	19歳	1
3	20歳	1
4	21歳	0
5	22歳	1
6	23歳	0
7	24歳	0
8	25歳	0
9	26歳	0
10	27歳	1
11	28歳	0
12	29歳	0
13	30歳	0
14	31歳	0
15	32歳	0
16	33歳	0
17	34歳	0
18	35歳	0
19	36歳	0
20	37歳	0
21	38歳	0
22	39歳	0
23	40歳	0
24	40歳以上	0
25	未回答	0
	合計	5

問2	施設、里親家庭、ファミリーホームでは、何年間生活しましたか。 (覚えている範囲で構いません)	人数
1	1年未満	1
2	1年	0
3	2年	2
4	3年	0
5	4年	0
6	5年	0
7	6年	0
8	7年	0
9	8年	1
10	9年	0
11	10年	0
12	11年	0
13	12年	1
14	13年	0
15	14年	0
16	15年	0
17	16年	0
18	17年	0
19	18年	0
20	19年	0
21	20年	0
22	20年以上	0
23	未回答	0
	合計	5

問3	現在の住居状況を教えてください。	人数
1	親の家に同居	0
2	持ち家	0
3	公営住宅	0
4	民間賃貸住宅(アパート等)	3
5	会社の寮や職員住宅	1
6	同僚宅	0
7	友人宅	0
8	その他	1
9	未回答	0
	合計	5

問4	現在、仕事をしていますか。	人数
1	正社員	3
2	派遣社員・契約社員	0
3	パート・アルバイト	1
4	仕事はしていない	1
5	未回答	0
	合計	5

問5	最終学歴を教えてください。	人数
1	大学	0
2	短期大学	0
3	専門学校	5
4	高校	0
5	中学校	0
6	未回答	0
	合計	5

問6	生活保護の受給について教えてください。	人数
1	受給中	0
2	申請中	0
3	過去に受給していた	1
4	過去に受給したことはない	4
5	未回答	0
	合計	5

問7	現在、困っていることはありますか。	人数
1	ある	2
2	ない	2
3	どちらとも言えない	1
4	未回答	0
	合計	5

問8	問7で「①ある」と答えた方は、その内容を教えてください。 (もっとも困っていることから5つまで○をつけてください。)	人数
1	家族・親戚のこと	1
2	子育てのこと	0
3	現在の仕事のこと	0
4	就職のこと	0
5	恋愛のこと	0
6	住居・家賃のこと	1
7	学費のこと	1
8	借金のこと	0
9	生活全般の不安	1
10	将来の不安	1
11	孤立や孤独感	1
12	健康のこと(身体的)	0
13	健康のこと(精神的)	0
14	その他	0
	合計	6

問9	困った時、相談する人はいますか。	人数
1	いる	4
2	いない	1
3	どちらともいえない	0
4	未回答	0
	合計	5

問10	問9で「①いる」と答えた方は、その人を教えてください。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	親・親族	1
2	兄弟	1
3	職場の上司・同僚	1
4	学校の先生	0
5	友人	3
6	以前暮らしていた施設の職員	0
7	以前暮らしていた里親家庭、ファミリーホームの里親や職員	1
8	家庭生活体験で関わった方	0
9	施設や里親家庭、ファミリーホーム出身者のための相談機関	0
10	児童相談所等の職員	0
11	その他	1
	合計	8

問11	現在の生活の満足度を教えてください。	人数
1	大変満足	2
2	ほぼ満足	2
3	やや不満足	0
4	不満足	1
5	未回答	0
	合計	5

問12	以前、生活していた施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らす際、児童相談所や施設職員、里親、ファミリーホーム職員等からの説明は十分理解できましたか。	人数
1	十分理解できた	2
2	ある程度理解できた	1
3	あまり理解できなかった	1
4	全く理解できなかった	0
5	おぼえていない	1
6	未回答	0
	合計	5

問13	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らすことは、自分の希望でしたか。	人数
1	希望した	3
2	希望しなかった	0
3	どちらともいえない	2
4	おぼえていない	0
5	未回答	0
	合計	5

問14	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らすことになる際、自分の気持ちや考えは反映されましたか。	人数
1	十分反映された	4
2	ある程度反映された	0
3	あまり反映されなかった	1
4	全く反映されなかった	0
5	おぼえていない	0
6	未回答	0
	合計	5

問15	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らし始めた時、施設職員、里親、ファミリーホーム職員からの支援についてどのように感じましたか。	人数
1	大変満足	4
2	ほぼ満足	0
3	やや不満足	1
4	不満足	0
5	おぼえていない	0
6	未回答	0
	合計	5

問16	施設、里親家庭、ファミリーホームで暮らしていた時、支えになってくれた人はいましたか。	人数
1	いた	2
2	いなかった	0
3	どちらともいえない	1
4	未回答	0
	合計	3

問17	問16で「①いた」と回答された場合、それは誰でしたか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	人数
1	親(保護者)	0
2	兄弟	1
3	施設長	0
4	施設職員	1
5	里親	4
6	ファミリーホーム職員	1
7	友人	1
8	家庭生活体験に関わった方	0
9	学校関係者	1
10	その他	1
	合計	10

問18	施設、里親家庭、ファミリーホームを最後に退所した年度を教えてください。	人数
1	平成19年度	1
3	平成24年度	1
4	平成29年度	1
5	平成30年度	1
6	平成31年度	1
7	未回答	0
	合計	5

問19	施設、里親家庭、ファミリーホームを最後に退所した時のあなたの年齢を教えてください。	人数
1	16歳	1
2	18歳	3
3	20歳	1
	合計	5

問20	施設、里親家庭、ファミリーホームで生活した経験は、現在の社会生活に役立っていますか。	人数
1	役立っている	4
2	役立っていない	0
3	どちらとも言えない	0
4	未回答	1
	合計	5

問23	あなたが暮らしていた施設、里親家庭、ファミリーホームは、現在、気軽に帰れる場所になっていますか。	人数
1	なっている	4
2	なっていない	0
3	どちらともいえない	0
4	未回答	1
	合計	5

問24	あなたが暮らしていた施設、里親家庭、ファミリーホームは、現在、あなたが困った時や悩んだ時に相談できる場所になっていますか。	人数
1	なっている	3
2	なっていない	0
3	どちらともいえない	2
4	未回答	0
	合計	5

問25	あなたは児童相談所等の「一時保護所」に入所していたことはありますか。	人数
1	ある	5
2	ない	0
3	おぼえていない	0
4	未回答	0
	合計	5